

○ 保険業法施行規則（平成八年大蔵省令第五号）

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分（連続する他の規定と記号により一括して掲げる規定にあつては、その標記部分に係る記載）に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
<p>（取締役等の兼職の認可の申請等）</p> <p>第十四条の二 「略」</p> <p>2 「略」</p> <p>3 第一項の規定による保険会社に対する認可申請書又は当該認可申請書に添付すべき書類（以下この項において「認可申請書等」という。）の提出については、当該認可申請書等が電磁的記録（法第四条第三項に規定する電磁的記録をいう。第五十三条の十二を除き、以下同じ。）で作成されている場合には、電磁的方法（法第十六条第二項第四号に規定する電磁的方法をいう。第五十二条の十三の二十一、第五十二条の十三の二十二、第五十二条の十五、第五十二条の十六、第五十二条の十九、第五十二条の二十一、第五十二条の二十四、第五十三条、第五十四条の四、第二百二十七条の二、第二百三十四条、第二百三十四条の二十一、第二百三十四条の二十一の二、第二百三十四条の二十四の三及び第二百</p>	<p>（取締役等の兼職の認可の申請等）</p> <p>第十四条の二 「同上」</p> <p>2 「同上」</p> <p>3 第一項の規定による保険会社に対する認可申請書又は当該認可申請書に添付すべき書類（以下この項において「認可申請書等」という。）の提出については、当該認可申請書等が電磁的記録（法第四条第三項に規定する電磁的記録をいう。第五十三条の十二を除き、以下同じ。）で作成されている場合には、電磁的方法（法第十六条第二項第四号に規定する電磁的方法をいう。第五十二条の十五、第五十二条の十七、第五十二条の十八、第五十二条の二十一第一項、第五十二条の二十四、第五十三条、第二百二十七条の二、第二百三十四条、第二百三十四条の二十一の二及び第二百三十四条の二十七を除き、以下同じ。）をもって行うことができる。</p>

三十四条の二十七を除き、以下同じ。)をもって行うことができる。

(業務の代理又は事務の代行)

第五十一条 法第九十八条第一項第一号に規定する内閣府令で定める業務の代理又は事務の代行は、次に掲げるものとする。

〔一〇五 略〕

六 金融商品取引業者等(金融商品取引法第三十四条(特定投資家への告知義務)に規定する金融商品取引業者等をいう。第五

十二条の二十一第三号及び第四百四十一条第六号において同じ。

十二)の投資顧問契約(同法第二条第八項第十一号(定義)に規定する投資顧問契約をいう。第四百四十一条第六号において同じ。

十三)若しくは投資一任契約(同項第十二号ロに規定する投資一任契約をいう。第五十六条の二第二項第二十六号及び第四百四十一条第六号において同じ。)の締結の代理又はこれらの契約に係る事務の代行

七 「略」

(信託の引受けに係る行為準則)

第五十二条の十三 法第九十九条第八項において準用する信託業法第二十四条第一項第五号に規定する内閣府令で定める行為は、次に掲げる行為とする。

一 「略」

(業務の代理又は事務の代行)

第五十一条 「同上」

〔一〇五 同上〕

六 金融商品取引業者等(金融商品取引法第三十四条(特定投資家への告知義務)に規定する金融商品取引業者等をいう。第五

十二条の二十一第一項第三号及び第四百四十一条第六号において

十二)の投資顧問契約(同法第二条第八項第十一号(定義)に規定する投資顧問契約をいう。第四百四十一条第六号において

十三)若しくは投資一任契約(同項第十二号ロに規定する投資一任契約をいう。第五十六条の二第二項第二十六号及び第四百四十一条第六号において同じ。)の締結の代理又はこれらの契約に係る事務の代行

七 「同上」

(信託の引受けに係る行為準則)

第五十二条の十三 「同上」

一 「同上」

二 自己又はその利害関係人（法第九十九条第八項において準用する信託業法第二十九条第二項第一号に規定する利害関係人という。以下この号並びに第五十二条の二十四第二項第四号及び第六項において同じ。）の行う信用の供与の条件として信託契約を締結する行為その他の自己又は利害関係人の取引上の優越的な地位を不当に利用して信託契約を締結する行為

三 「略」

（契約の種類）

第五十二条の十三の三 法第九十九条第八項において準用する信託業法第二十四条の二において準用する金融商品取引法（第五十二条の十三の五から第五十二条の十三の二十七までにおいて「準用金融商品取引法」という。）第三十四条に規定する内閣府令で定めるものは、特定信託契約（法第九十九条第八項において準用する信託業法第二十四条の二に規定する特定信託契約をいう。第五十二条の十三の七の二から第五十二条の十三の二十七まで（第五十二条の十三の十二第二号ホを除く。）において同じ。）とする。

（情報通信の技術を利用した提供）

第五十二条の十三の六 準用金融商品取引法第三十四条の二第四項（準用金融商品取引法第三十四条の三第十二項（準用金融商品取引法第三十四条の四第六項において準用する場合を含む。）及び

二 自己又はその利害関係人（法第九十九条第八項において準用する信託業法第二十九条第二項第一号に規定する利害関係人という。以下この号並びに第五十二条の二十四第二項第四号及び第四項において同じ。）の行う信用の供与の条件として信託契約を締結する行為その他の自己又は利害関係人の取引上の優越的な地位を不当に利用して信託契約を締結する行為

三 「同上」

（契約の種類）

第五十二条の十三の三 法第九十九条第八項において準用する信託業法第二十四条の二において準用する金融商品取引法（第五十二条の十三の五から第五十二条の十三の二十四までにおいて「準用金融商品取引法」という。）第三十四条に規定する内閣府令で定めるものは、特定信託契約（法第九十九条第八項において準用する信託業法第二十四条の二に規定する特定信託契約をいう。第五十二条の十三の七の二から第五十二条の十三の二十四まで（第五十二条の十三の十二第二号ホを除く。）において同じ。）とする。

（情報通信の技術を利用した提供）

第五十二条の十三の六 準用金融商品取引法第三十四条の二第四項（準用金融商品取引法第三十四条の三第十二項（準用金融商品取引法第三十四条の四第六項において準用する場合を含む。））、第

第三十四条の四第三項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）及び法第九十九条第八項において準用する信託業法第二十九条第二項に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一 電子情報処理組織を使用する方法のうち次に掲げるもの

イ 保険金信託業務を行う生命保険会社等（当該保険金信託業務を行う生命保険会社等との契約によりファイルを自己の管理する電子計算機に備え置き、これを書面に記載すべき事項（以下この条において「記載事項」という。）を提供する相手方（以下この条において「顧客」という。）又は当該保険金信託業務を行う生命保険会社等の用に供する者を含む。以下この条において同じ。）の使用に係る電子計算機と顧客等（顧客又は顧客との契約により顧客ファイル（専ら顧客の用に供せられるファイルをいう。以下この条において同じ。）を自己の管理する電子計算機に備え置く者をいう。以下この条において同じ。）の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて記載事項を送信し、顧客等の使用に係る電子計算機に備えられた顧客ファイルに記録する方法（準用金融商品取引法第三十四条の二第四項に規定する方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあつては、同項に規定する事項の提供を行う保険金信託業務を行う生命保険会社等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法）

三十四条の四第三項及び第三十七条の三第二項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一 「同上」

イ 保険金信託業務を行う生命保険会社等（準用金融商品取引法第三十四条の二第四項に規定する事項の提供を行う保険金信託業務を行う生命保険会社等との契約によりファイルを自己の管理する電子計算機に備え置き、これを当該事項を提供する相手方（以下この条において「顧客」という。）又は当該保険金信託業務を行う生命保険会社等の用に供する者を含む。以下この条において同じ。）の使用に係る電子計算機と顧客等（顧客又は顧客との契約により顧客ファイル（専ら顧客の用に供せられるファイルをいう。以下この条において同じ。）を自己の管理する電子計算機に備え置く者をいう。以下この条において同じ。）の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて書面に記載すべき事項（以下この条において「記載事項」という。）を送信し、顧客等の使用に係る電子計算機に備えられた顧客ファイルに記録する方法（同項に規定する方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあつては、同項に規定する事項の提供を行う保険金信託業務を行う生命保険会社等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法

「ロ〜ニ 略」

二 「略」

「2・3 略」

(広告類似行為)

第五十二条の十三の十五 準用金融商品取引法第三十七条各項に規定する内閣府令で定める行為は、郵便、信書便（民間事業者による信書の送達に関する法律（平成十四年法律第九十九号）第二条第六項（定義）に規定する一般信書事業者又は同条第九項に規定する特定信書事業者の提供する同条第二項に規定する信書便をいう。第二百三十四条の十五において同じ。）、ファクシミリ装置を用いて送信する方法、電子メール（特定電子メールの送信の適正化等に関する法律（平成十四年法律第二十六号）第二条第一号（定義）に規定する電子メールをいう。第二百三十四条の十五において同じ。）を送信する方法、ビラ又はパンフレットを配布する方法その他の方法（次に掲げるものを除く。）により多数の者に対して同様の内容で行う情報の提供とする。

「一・二 略」

三 次に掲げる事項の全てのみが表示されている景品その他の物品（ロからニまでに掲げる事項について明瞭かつ正確に表示されているものに限る。）を提供する方法（当該事項のうち景品その他の物品に表示されていない事項がある場合にあつては、

）

「ロ〜ニ 同上」

二 「同上」

「2・3 同上」

(広告類似行為)

第五十二条の十三の十五 「同上」

「一・二 同上」

三 次に掲げる全ての事項のみが表示されている景品その他の物品（ロからニまでに掲げる事項について明瞭かつ正確に表示されているものに限る。）を提供する方法（当該事項のうち景品その他の物品に表示されていない事項がある場合にあつては、

当該景品その他の物品と当該事項が表示されている他の物品とを一体のものとして提供する方法を含む。）

「イ〜ハ 略」

ニ 第五十二条の十三の二十一第一項又は第六項に規定する方法により提供される情報を十分に確認すべき旨

「削る。」

「削る。」

「削る。」

（契約締結前の情報の提供）

第五十二条の十三の二十一 準用金融商品取引法第三十七条の三第一項の規定による情報の提供は、次に掲げる方法のいずれか（顧客から第一号に掲げる方法による当該情報の提供の請求があつた場合にあつては、当該方法）により行うものとする。

一 次のいずれかの書面の交付

イ 準用金融商品取引法第三十七条の三第一項各号（第二号から第四号まで及び第六号を除く。）に掲げる事項を記載した

当該景品その他の物品と当該事項が表示されている他の物品とを一体のものとして提供する方法を含む。）

「イ〜ハ 同上」

ニ 次に掲げるいずれかの書面の内容を十分に読むべき旨

(1) 準用金融商品取引法第三十七条の三第一項に規定する書面（以下この条から第五十二条の十三の二十四までにおいて「契約締結前交付書面」という。）

(2) 第五十二条の十三の二十二第一項第二号に規定する目論見書（同号の規定により当該目論見書と一体のものとして交付される書面がある場合には、当該目論見書及び当該書面）

(3) 第五十二条の十三の二十二第一項第三号ロに規定する契約変更書面

（契約締結前交付書面の記載方法）

第五十二条の十三の二十一 契約締結前交付書面には、準用金融商品取引法第三十七条の三第一項各号（第二号から第四号まで及び第六号を除く。）に掲げる事項を産業標準化法（昭和二十四年法律第八十五号）に基づく日本産業規格（以下「日本産業規格」という。）Z八三〇五に規定する八ポイント以上の大きさの文字及び数字を用いて明瞭かつ正確に記載しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、契約締結前交付書面には、準用金融

書面（以下この条から第五十二条の十三の二十三までにおいて「契約締結前交付書面」という。）

- ロ 既に成立している特定信託契約の一部の変更をすることを内容とする特定信託契約を締結しようとする場合において、当該変更に伴い既に成立している特定信託契約に係る準用金融商品取引法第三十七条の三第一項各号（第二号から第四号まで及び第六号を除く。）に掲げる事項に変更すべきものがあるときにおける当該変更すべき事項を記載した書面
- 二 前号の書面に記載すべき事項の電磁的方法（第五十二条の十三の六第一項に規定する方法をいう。次条において同じ。）による提供

2 前項に規定する情報の提供を同項第二号に掲げる方法により行うとする保険金信託業務を行う生命保険会社等は、次に掲げる要件のいずれかを満たすものとする。

- 一 あらかじめ、顧客に対し、その旨及び第五十二条の十三の七各号に掲げる事項を示し、前項に規定する情報の提供を同項第二号に掲げる方法により受けることについて、書面、当該保険金信託業務を行う生命保険会社等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法又は第五十二条の十三の六第一項第二号に掲げる方法による承諾を得ること。
 - 二 あらかじめ、顧客に対し、その旨及び次に掲げる事項を告知すること。
- イ 第五十二条の十三の七各号に掲げる事項

商品取引法第三十七条の三第一項第五号及び第五十二条の十三の二十三第一項第八号に掲げる事項を枠の中に日本産業規格Z八三〇五に規定する十二ポイント以上の大きさの文字及び数字を用いて明瞭かつ正確に記載し、かつ、次項に規定する事項の次に記載するものとする。

3 保険金信託業務を行う生命保険会社等は、契約締結前交付書面には、第五十二条の十三の二十三第一項第一号に掲げる事項及び準用金融商品取引法第三十七条の三第一項各号（第二号から第四号まで及び第六号を除く。）に掲げる事項のうち顧客の判断に影響を及ぼすこととなる特に重要なものを、日本産業規格Z八三〇五に規定する十二ポイント以上の大きさの文字及び数字を用いて当該契約締結前交付書面の最初に平易に記載するものとする。

ロ 当該保険金信託業務を行う生命保険会社等に対し、当該顧客が前項第一号に掲げる方法による当該情報の提供を請求することができる旨

3| 契約締結前交付書面には、準用金融商品取引法第三十七条の三第一項各号（第二号から第四号まで及び第六号を除く。）に掲げる事項を産業標準化法（昭和二十四年法律第八十五号）に基づく日本産業規格（以下「日本産業規格」という。）Z八三〇五に規定する八ポイント以上の大きさの文字及び数字を用いて明瞭かつ正確に記載するものとする。

4| 前項の規定にかかわらず、契約締結前交付書面には、次に掲げる事項を日本産業規格Z八三〇五に規定する十二ポイント以上の大きさの文字及び数字を用いて当該契約締結前交付書面の最初に平易に記載するものとする。

一 第五十二条の十三の二十三第一項第一号に掲げる事項

二 準用金融商品取引法第三十七条の三第一項各号（第二号から第四号まで及び第六号を除く。）に掲げる事項のうち顧客の判断に影響を及ぼすこととなる特に重要なもの

5| 第三項の規定にかかわらず、契約締結前交付書面には、準用金融商品取引法第三十七条の三第一項第五号及び第五十二条の十三の二十三第一項第八号に掲げる事項を枠の中に日本産業規格Z八三〇五に規定する十二ポイント以上の大きさの文字及び数字を用いて明瞭かつ正確に記載し、かつ、前項に規定する事項の次に記載するものとする。

6] 第一項の規定にかかわらず、準用金融商品取引法第三十七条の三第一項の規定による情報の提供は、顧客に対して目論見書（金融商品取引法第二条第十項（定義））に規定する目論見書をいい、前三項に規定する方法に準ずる方法により準用金融商品取引法第三十七条の三第一項各号に掲げる事項の全てが記載されているものに限る。）を交付し、又は目論見書（金融商品取引法第二条第十項に規定する目論見書をいう。）及び当該事項のうち当該目論見書に記載されていない事項の全てが記載されている書面を一体のものとして交付する方法により行うことができる。

7] 金融商品取引法第二十七条の三十の九第一項並びに企業内容等の開示に関する内閣府令（昭和四十八年大蔵省令第五号）第二十条の二、外国債等の発行者の内容等の開示に関する内閣府令（昭和四十七年大蔵省令第二十六号）第十八条の二及び特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令（平成五年大蔵省令第二十二号）第三十二条の二の規定は、前項の規定による同項に規定する書面の交付について準用する。

（契約締結前の情報の提供を要しない場合）
第五十二条の十三の二十二 準用金融商品取引法第三十七条の三第一項ただし書に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

- 一 顧客と同一の内容の特定信託契約を締結したことがあり、かつ、準用金融商品取引法第三十七条の三第一項の規定により当

（契約締結前交付書面の交付を要しない場合）
第五十二条の十三の二十二 「同上」

- 一 顧客と同一の内容の特定信託契約を締結したことがあり、かつ、準用金融商品取引法第三十七条の三第一項の規定により当

該顧客に当該特定信託契約に係る前条第一項に規定する方法による契約締結前交付書面に記載すべき事項に係る情報の提供を行ったことがある場合（当該顧客から契約締結前交付書面に記載すべき事項に係る情報の提供を要しない旨の意思の表明があった場合に限る。）

二 金融商品取引法第十五条第二項第二号（届出の効力発生前の有価証券の取引禁止及び目論見書の交付）に掲げる場合

三 既に成立している特定信託契約の一部の変更をすることを内容とする特定信託契約を締結しようとする場合において、当該変更に伴い既に成立している特定信託契約に係る準用金融商品取引法第三十七条の三第一項各号（第二号から第四号まで及び第六号を除く。）に掲げる事項に変更すべきものがないとき。

「号の細分を削る。」

「号の細分を削る。」

該顧客に当該特定信託契約に係る契約締結前交付書面を交付したことがある場合（当該顧客から契約締結前交付書面の交付を要しない旨の意思の表明があつた場合に限る。）

二 当該顧客に対し目論見書（金融商品取引法第二条第十項（定義）に規定する目論見書をいい、前条に規定する方法に準ずる方法により当該契約締結前交付書面に記載すべき事項のすべてが記載されているものに限る。）を交付している場合（目論見書（同項に規定する目論見書をいう。）に当該事項のすべてが記載されていない場合にあつては、当該目論見書及び当該事項のうち当該目論見書に記載されていない事項のすべてが記載されている書面を一体のものとして交付している場合を含む。）又は同法第十五条第二項第二号（届出の効力発生前の有価証券の取引禁止及び目論見書の交付）に掲げる場合

三 既に成立している特定信託契約の一部の変更をすることを内容とする特定信託契約を締結しようとする場合においては、次に掲げるとき。

イ 当該変更に伴い既に成立している特定信託契約に係る契約締結前交付書面の記載事項に変更すべきものがないとき。

ロ 当該変更に伴い既に成立している特定信託契約に係る契約

四 当該顧客に対し、簡潔な重要情報提供等を行い、かつ、次に掲げる要件の全てを満たす場合（当該顧客から前条第一項に規定する方法による同項に規定する情報の提供の請求があった場合を除く。）

イ 当該顧客に対し、当該特定信託契約に係る準用金融商品取引法第三十七条の三第一項各号（第二号から第四号まで及び第六号を除く。）に掲げる事項（前条第一項第一号ロに規定する場合にあっては、同号ロの変更に係るものに限る。以下この号及び第二項において同じ。）を、電子情報処理組織を

締結前交付書面の記載事項に変更すべきものがある場合にあっては、当該顧客に対し当該変更すべき記載事項を記載した書面（次号及び次項並びに第五十二条の十三の二十四第二号ハにおいて「契約変更書面」という。）を交付しているとき。

四 当該顧客に対し、簡潔な重要情報提供等を行い、かつ、準用金融商品取引法第三十七条の三第一項第五号及び第七号に掲げる事項（第三号ロに規定する場合にあっては、同号の変更に係るものに限る。）について当該顧客の知識、経験、財産の状況及び特定信託契約を締結する目的に照らして当該顧客に理解されるために必要な方法及び程度による説明をしている場合（当該顧客に対し契約締結前交付書面（第三号ロに規定する場合にあっては、契約締結前交付書面又は契約変更書面。以下この号並びに第三項第二号及び第三号において同じ。）に記載すべき事項を、電子情報処理組織を使用して顧客の閲覧に供する方法により提供している場合において、次に掲げる要件の全てを満たすときに限り、当該顧客から契約締結前交付書面の交付の請求があった場合を除く。）

イ 当該契約締結前交付書面に記載すべき事項を、当該顧客の使用に係る電子計算機の映像面において、当該顧客にとって見やすい箇所の前条に規定する方法に準じて表示されるようにしていること（当該閲覧に供する方法が第五十二条の十三の六第二項第一号に掲げる基準に適合するものである場合を

使用して顧客の閲覧に供する方法により提供していること（次に掲げる要件の全てを満たす場合に限る。）。

(1) 当該特定信託契約に係る準用金融商品取引法第三十七条の三第一項各号（第二号から第四号まで及び第六号を除く。）に掲げる事項を、当該顧客の使用に係る電子計算機の映像面において、当該顧客にとって見やすい箇所（前条第三項から第五項までに規定する方法に準じて表示されるようにしていること（当該閲覧に供する方法が第五十二条の十三の六第二項第一号に掲げる基準に適合するものである場合を除く。））。

(2) 当該特定信託契約に係る準用金融商品取引法第三十七条の三第一項各号（第二号から第四号まで及び第六号を除く。）に掲げる事項に掲げられた取引を最後に行つた日以後五年間（当該期間が終了する日までの間に当該事項に係る苦情の申出があったときは、当該期間が終了する日又は当該苦情が解決した日のいずれか遅い日までの間）、当該顧客が常に容易に当該事項を閲覧することができる状態に置く措置がとられていること。

ロ 当該顧客に対し、当該特定信託契約に係る準用金融商品取引法第三十七条の三第一項第七号に掲げる事項（第五十二条の十三の二十三第一項第八号に掲げる事項を除き、前条第一項第一号に規定する場合にあっては、同号の変更に係るものに限る。）について、顧客の知識、経験、財産の状況及

除く。）。

ロ 当該契約締結前交付書面に記載すべき事項に掲げられた取引を最後に行つた日以後五年間（当該期間が終了する日までの間に当該事項に係る苦情の申出があったときは、当該期間が終了する日又は当該苦情が解決した日のいずれか遅い日までの間）、当該顧客が常に容易に当該事項を閲覧することが

び当該特定信託契約を締結しようとする目的（①及び第五十二條の十三の二十四第二項第一号において「顧客属性」という。）に照らして当該顧客に理解されるために必要な方法及び程度による説明をしていること（次に掲げる要件のいずれかに該当する場合を除く。）。

〔1〕顧客属性に照らして、簡潔な重要情報提供等及びイに規定する方法による情報の提供のみで当該顧客が準用金融商品取引法第三十七條の三第二項に規定する事項の内容を理解したことを適切な方法により確認した場合

〔2〕準用金融商品取引法第三十七條の三第一項第七号に掲げる事項（第五十二條の十三の二十三第一項第八号に掲げる事項を除く。）について説明を要しない旨の当該顧客の意思の表明があつた場合

〔項を削る。〕

2 前項第四号の「簡潔な重要情報提供等」とは、次に掲げる事項を簡潔に記載した書面の交付又は当該書面に記載すべき事項の電磁的方法による提供をし、当該書面の交付又は電磁的方法による提供のみで当該顧客がこれらの事項の内容を理解したことを適切な方法により確認した場合又はこれらの事項について説明を要し

できる状態に置く措置がとられていること。

2 準用金融商品取引法第三十四條の二第四項及び令第十三條の五の三の規定並びに第五十二條の十三の六及び第五十二條の十三の七の規定は、前項第二号の規定による同号に規定する書面の交付及び同項第三号ロの規定による契約変更書面の交付について準用する。

3 第一項第四号の「簡潔な重要情報提供等」とは、次に掲げる事項を簡潔に記載した書面の交付又は当該書面に記載すべき事項の第五十二條の十三の六第一項各号に掲げる方法による提供をし、これらの事項について説明をすること（第一号の質問例に基づく顧客の質問に対して回答をすることを含む。）をいう。

ない旨の当該顧客の意思の表明があつた場合を除き、これらの事項について説明をすること（第一号の質問例に基づく顧客の質問に対して回答をすることを含む。）をいう。

一 準用金融商品取引法第三十七条の三第一項各号（第二号から第四号まで及び第六号を除く。）に掲げる事項のうち特定信託契約の締結についての顧客の判断に資する主なものの概要及びこれに関する質問例

二 準用金融商品取引法第三十七条の三第一項各号（第二号から第四号まで及び第六号を除く。）に掲げる事項の提供を受けるために必要な情報及び当該提供を受ける事項の内容を十分に確認すべき旨

三 顧客から請求があるときは前条第一項に規定する方法による同項に規定する情報の提供を行う旨

（契約締結前交付書面の記載事項）

第五十二条の十三の二十三 準用金融商品取引法第三十七条の三第一項第七号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 当該契約締結前交付書面に記載すべき事項として提供される情報を十分に確認すべき旨

〔二〇十三 略〕

2 〔略〕

一 準用金融商品取引法第三十七条の三第一項各号（第二号から第四号まで及び第六号を除く。）に掲げる事項（第一項第三号口に規定する場合にあつては、同号の変更に係るものに限る。）のうち特定信託契約の締結についての顧客の判断に資する主なものの概要及びこれに関する質問例

二 契約締結前交付書面に記載すべき事項の提供を受けるために必要な情報及び当該提供を受ける事項の内容を十分に読むべき旨

三 顧客から請求があるときは契約締結前交付書面を交付する旨

（契約締結前交付書面の記載事項）

第五十二条の十三の二十三 〔同上〕

一 当該契約締結前交付書面の内容を十分に読むべき旨

〔二〇十三 同上〕

2 〔同上〕

(準用金融商品取引法第三十七条の三第二項の規定による説明を要しない事項等)

第五十二条の十三の二十四 準用金融商品取引法第三十七条の三第

二項に規定する内閣府令で定める事項は、前条第一項第八号に掲げる事項とする。

2 準用金融商品取引法第三十七条の三第二項ただし書に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 顧客属性に照らして、準用金融商品取引法第三十七条の三第一項に規定する情報の提供のみで当該顧客が同条第二項に規定する事項の内容を理解したことを適切な方法により確認した場合

二 準用金融商品取引法第三十七条の三第二項に規定する事項について説明を要しない旨の当該顧客の意思の表明があった場合

(投資家保護に欠けるおそれが少ないと認められる信用格付)

第五十二条の十三の二十五 「略」

(信用格付業者の登録の意義その他の事項)

第五十二条の十三の二十六 「略」

(禁止行為)

第五十二条の十三の二十七 準用金融商品取引法第三十八条第九号

「条を加える。」

(投資家保護に欠けるおそれが少ないと認められる信用格付)

第五十二条の十三の二十三の二 「同上」

(信用格付業者の登録の意義その他の事項)

第五十二条の十三の二十三の三 「同上」

(禁止行為)

第五十二条の十三の二十四 「同上」

に規定する内閣府令で定める行為は、次に掲げる行為とする。

一 「略」

「号を削る。」

一 「同上」

二 次に掲げる書面の交付に関し、あらかじめ、顧客（特定投資家（準用金融商品取引法第三十四条の二第五項の規定により特定投資家以外の顧客とみなされる者を除き、準用金融商品取引法第三十四条の三第四項（準用金融商品取引法第三十四条の四第六項において準用する場合を含む。）の規定により特定投資家とみなされる者を含む。）を除く。以下この号において同じ。）に対して、準用金融商品取引法第三十七条の三第一項第五号及び第七号に掲げる事項（ハに掲げる書面を交付する場合にあつては、当該書面に記載されている事項であつて同項第五号及び第七号に掲げる事項に係るもの）について顧客の知識、経験、財産の状況及び特定信託契約を締結する目的に照らして当該顧客に理解されるために必要な方法及び程度による説明をすることなく、特定信託契約を締結する行為

イ 契約締結前交付書面

ロ 第五十二条の十三の二十二第一項第二号に掲げる場合にあつては、同号に規定する目論見書（同号の規定により当該目論見書と一体のものとして交付される書面がある場合には、当該目論見書及び当該書面）

ハ 契約変更書面

三〇六 「同上」

二〇五 「略」

(信託契約の内容の説明を要しない場合)

第五十二条の十四 法第九十九条第八項において準用する信託業法第二十五条ただし書に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 委託者が適格機関投資家等（金融商品取引法第二条第三項第一号（定義）に規定する適格機関投資家並びに信託会社、外国信託会社、信託契約代理店（信託業法第二条第九項（定義）に規定する信託契約代理店をいう。以下この条及び第五十二条の二十三第三項において同じ。）及び信託業法第五十条の第二項（信託法第三条第三号に掲げる方法によってする信託についての特例）の登録を受けた者をいう。次条第一号、第五十二条の二十一第一号及び第五十二条の二十四第七項第一号において同じ。）である場合（当該適格機関投資家等から法第九十九条第八項において準用する信託業法第二十五条の規定による説明を求められた場合を除く。）

〔二〇四 略〕

(信託契約締結時の情報の提供)

第五十二条の十五 法第九十九条第八項において準用する信託業法第二十六条第一項の規定による情報の提供は、次に掲げる方法のいずれか（委託者から第一号に掲げる方法による当該情報の提供の請求があつた場合にあつては、当該方法）により行うものとする。

(信託契約の内容の説明を要しない場合)

第五十二条の十四 「同上」

一 委託者が適格機関投資家等（金融商品取引法第二条第三項第一号（定義）に規定する適格機関投資家並びに信託会社、外国信託会社、信託契約代理店（信託業法第二条第九項（定義）に規定する信託契約代理店をいう。以下この条及び第五十二条の二十三第三項において同じ。）及び信託業法第五十条の第二項（信託法第三条第三号に掲げる方法によってする信託についての特例）の登録を受けた者をいう。次条第一号、第五十二条の二十一第一項第一号及び第五十二条の二十四第五項第一号において同じ。）である場合（当該適格機関投資家等から法第十九条第八項において準用する信託業法第二十五条の規定による説明を求められた場合を除く。）

〔二〇四 同上〕

〔条を加える。〕

一 当該特定信託契約に係る法第九十九条第八項において準用する信託業法第二十六条第一項に規定する事項を記載した書面の交付

二 前号の書面に記載すべき事項の電磁的方法（第五十二条の十三の六第一項に規定する方法をいう。）による提供

2 第五十二条の十三の二十一第二項の規定は、前項に規定する情報の提供を同項第二号に規定する方法により行おうとする保険金信託業務を行う生命保険会社等について準用する。

（信託契約締結時の情報の提供を要しない場合）

第五十二条の十六 法第九十九条第八項において準用する信託業法第二十六条第一項ただし書に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 委託者が適格機関投資家等であつて、書面、当該保険金信託業務を行う生命保険会社等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法又は第五十二条の十三の六第一項第二号に掲げる方法により当該委託者からあらかじめ前条第一項に規定する情報の提供を要しない旨の承諾を得、かつ、当該委託者からの要請があつた場合に速やかに同項に規定する方法による当該情報の提供を行うことができる体制が整備されている場合

二 委託者と同一の内容の金銭の信託契約を締結したことがあり、かつ、法第九十九条第八項において準用する信託業法第二十

（信託契約締結時の書面交付を要しない場合）

第五十二条の十五 「同上」

一 委託者が適格機関投資家等であつて、書面又は第五十二条の十七第一項に規定する電磁的方法により当該委託者からあらかじめ法第九十九条第八項において準用する信託業法第二十六条第一項に規定する書面の交付を要しない旨の承諾を得、かつ、当該委託者からの要請があつた場合に速やかに当該書面を交付できる体制が整備されている場合

二 委託者と同一の内容の金銭の信託契約を締結したことがあり、かつ、法第九十九条第八項において準用する信託業法第二十

六条第一項の規定により当該委託者に前条第一項に規定する方法による当該信託契約に係る情報の提供を行ったことがある場合（当該委託者から同項に規定する情報の提供を要しない旨の意思の表明があつた場合に限る。）

三 元本補填付等信託契約による信託の引受けを行った場合において、委託者からの要請があつた場合に速やかに前条第一項に規定する方法による同項に規定する情報の提供を行うことができる体制が整備されている場合

（信託契約締結時の交付書面の記載事項）

第五十二条の十七 「略」

2 法第九十九条第八項において準用する信託業法第二十六条第一項第六号に規定する事項には、次に掲げる事項を含むものとする。

一 信託財産の管理又は処分（信託の目的の達成のために必要な行為を含む。第五十二条の二十一及び第五十二条の二十三第一項第三号において同じ。）により取得する財産の種類

二 「略」

〔3〕8 略

〔条を削る。〕

六条第一項の規定により当該委託者に当該信託契約に係る書面を交付したことがある場合（当該委託者から同項に規定する書面の交付を要しない旨の意思の表明があつた場合に限る。）

三 元本補填付等信託契約による信託の引受けを行った場合において、委託者からの要請があつた場合に速やかに法第九十九条第八項において準用する信託業法第二十六条第一項に規定する書面を交付できる体制が整備されている場合

（信託契約締結時の交付書面の記載事項）

第五十二条の十六 「同上」

2 「同上」

一 信託財産の管理又は処分（信託の目的の達成のために必要な行為を含む。第五十二条の二十一第一項及び第五十二条の二十三第一項第三号において同じ。）により取得する財産の種類

二 「同上」

〔3〕8 同上

（情報通信の技術を利用する方法）

第五十二条の十七 法第九十九条第八項において準用する信託業法第二十六条第二項（同法第二十七条第二項及び同法第二十九条第

四項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げる方法（次条、第五十二条の二十一第一項及び第五十二条の二十四において「電磁的方法」という。）とする。

一 電子情報処理組織を使用する方法のうちイからニまでに掲げるもの

イ 保険金信託業務を行う生命保険会社等（保険金信託業務を行う生命保険会社等との契約によりファイルを自己の管理する電子計算機に備え置き、これを委託者若しくは保険金信託業務を行う生命保険会社等の用に供する者を含む。以下この条において同じ。）の使用に係る電子計算機と委託者等（委託者又は委託者との契約により顧客ファイル（専ら当該委託者の用に供せられるファイルをいう。以下この条において同じ。）を自己の管理する電子計算機に備え置く者をいう。以下この条において同じ。）の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて書面に記載すべき事項（以下この条において「記載事項」という。）を送信し、委託者等の使用に係る電子計算機に備えられた顧客ファイルに記録する方法（法第九十九条第八項において準用する信託業法第二十六条第二項に規定する方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあつては、保険金信託業務を行う生命保険会社等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法）

ロ 保険金信託業務を行う生命保険会社等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された記載事項を電気通信回線を通じて委託者の閲覧に供し、委託者等の使用に係る電子計算機に備えられた当該委託者の顧客ファイルに当該記載事項を記録する方法（法第九十九条第八項において準用する信託業法第二十六条第二項に規定する方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあつては、保険金信託業務を行う生命保険会社等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法）

ハ 保険金信託業務を行う生命保険会社等の使用に係る電子計算機に備えられた顧客ファイルに記録された記載事項を電気通信回線を通じて委託者の閲覧に供する方法

ニ 閲覧ファイル（保険金信託業務を行う生命保険会社等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルであつて、同時に複数の委託者の閲覧に供するため当該記載事項を記録させるファイルをいう。以下この条において同じ。）に記録された記載事項を電気通信回線を通じて委託者の閲覧に供する方法

二 電磁的記録媒体をもって調製するファイルに記載事項を記録したものを交付する方法

2 前項各号に規定する方法は、次に規定する基準に適合するものでなければならぬ。

一 委託者が閲覧ファイル又は顧客ファイルへの記録を出力することにより書面を作成できるものであること。

二 前項第一号イ、ハ及びニに規定する方法（委託者の使用に係る電子計算機に備えられた顧客ファイルに記載事項を記録する方法を除く。）にあつては、記載事項を顧客ファイル又は閲覧ファイルに記録する旨又は記録した旨を委託者に対し通知するものであること。ただし、委託者が当該記載事項を閲覧していたことを確認したときはこの限りでない。

三 前項第一号ニに規定する方法にあつては、委託者が閲覧ファイルを閲覧するために必要な情報を顧客ファイルに記録するものであること。

四 前項第一号ハ又はニに規定する方法にあつては、当該記載事項に掲げられた取引を最後に行った日以後五年間（当該期間が終了する日までの間に当該記載事項に係る苦情の申出があつたときは、当該期間が終了する日又は当該苦情が解決した日のいずれか遅い日までの間）次に掲げる事項を消去し又は改変することができないものであること。ただし、閲覧に供している記載事項を書面により交付する場合、委託者の承諾（令第十三条の六第一項に規定する方法による承諾をいう。）を得て前項第一号イ若しくはロ若しくは第二号に掲げる方法により交付する場合又は委託者による当該記載事項に係る消去の指図がある場合は、当該記載事項を消去することができる。

イ 前項第一号ハに規定する方法については、顧客ファイルに記録された記載事項

ロ 前項第一号ニに規定する方法については、閲覧ファイルに

記録された記載事項

五 前項第一号ニに規定する方法にあつては、前号に定める期間を経過するまでの間において、第三号の規定により委託者が閲覧ファイルを閲覧するために必要な情報を記録した顧客ファイルと当該閲覧ファイルとを電気通信回線を通じて接続可能な状態を維持させること。ただし、閲覧の提供を受けた委託者が接続可能な状態を維持させることについて不要である旨通知した場合はこの限りでない。

3 第一項第一号の「電子情報処理組織」とは、保険金信託業務を行う生命保険会社等の使用に係る電子計算機と、顧客ファイルを備えた委託者等又は保険金信託業務を行う生命保険会社等の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。

「条を削る。」

第五十二条の十八 令第十三条の六第一項（同条第三項において準用する場合を含む。）の規定により示すべき電磁的方法の種類及び内容は、次に掲げる事項とする。

- 一 前条第一項各号に規定する方法のうち保険金信託業務を行う生命保険会社等が使用するもの
- 二 ファイルへの記録の方式

（計算期間の特例）

第五十二条の十八 法第九十九条第八項において準用する信託業法

（計算期間の特例）

第五十二条の十九 法第九十九条第八項において準用する信託業法

第二十六条第二項に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

〔一〜四 略〕

五 元本補填付等信託契約による信託の引受けを行った場合において、受益者（信託管理人又は受益者代理人が現に存する場合にあつては、当該信託管理人又は受益者代理人を含む。次条第一項、第五十二条の二十第一項第五号、第七号及び第八号、第五十二条の二十一第一号の二及び第五号から第七号まで、第十二条の二十四第一項第三号、第三項第三号、第四項並びに第七項第一号の二、第四号及び第五号並びに第五十二条の二十六において同じ。）からの信託財産の状況に関する照会に対して速やかに回答できる体制が整備されている場合

（信託財産の状況に係る情報の提供）

第五十二条の十九 保険金信託業務を行う生命保険会社等は、信託財産の計算期間の終了後又は信託行為によって設定された期間の終了後、遅滞なく、次に掲げる方法のいずれか（受益者から第一号に掲げる方法による当該情報の提供の請求があつた場合にあつては、当該方法）により、法第九十九条第八項において準用する信託業法第二十七条の規定による情報の提供を行うものとする。

一 当該特定信託契約に係る法第九十九条第八項において準用する信託業法第二十七条に規定する事項を記載した書面（以下この条において「信託財産状況報告書」という。）の交付

第二十六条第三項に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

〔一〜四 同上〕

五 元本補填付等信託契約による信託の引受けを行った場合において、受益者（信託管理人又は受益者代理人が現に存する場合にあつては、当該信託管理人又は受益者代理人を含む。次条第一項第五号、第七号及び第八号、第五十二条の二十一第一項第一号の二及び第五号から第七号まで、第五十二条の二十四第一項第三号、第三項第三号並びに第五項第一号の二、第四号及び第五号並びに第五十二条の二十六において同じ。）からの信託財産の状況に関する照会に対して速やかに回答できる体制が整備されている場合

〔条を加える。〕

- 二 信託財産状況報告書に記載すべき事項の電磁的方法（第五十二条の十三の六第一項に規定する方法をいう。第五十二条の二十一において同じ。）による提供
- 2 第五十二条の十三の二十一第二項の規定は、前項に規定する情報の提供を同項第二号に規定する方法により行おうとする保険金信託業務を行う生命保険会社等について準用する。
- 3 信託財産状況報告書は、信託財産の状況を正確に判断することができるよう明瞭に記載しなければならない。

（信託財産状況報告書の記載事項）

第五十二条の二十 法第九十九条第八項において準用する信託業法第二十七条本文に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

〔一〜四 略〕

- 五 不動産、不動産の賃借権又は地上権につき、次に掲げる事項（ロ及びハに掲げる事項にあつては、受益者からあらかじめ当該事項に係る情報の提供を要しない旨の承諾を得た場合を除く。）

〔イ・ロ 略〕

- ハ 不動産に関して賃貸借契約が締結された場合には、物件ごとに、当期末現在における稼働率及び当該物件に関して賃貸借契約を締結した相手方の総数並びに計算期間中における全

（信託財産状況報告書の記載事項等）

第五十二条の二十 法第九十九条第八項において準用する信託業法第二十七条第一項本文に規定する信託財産状況報告書（以下この条において「報告書」という。）には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

〔一〜四 同上〕

- 五 不動産、不動産の賃借権又は地上権につき、次に掲げる事項（ロ及びハに掲げる事項にあつては、受益者からあらかじめ記載を要しない旨の承諾を得た場合を除く。）

〔イ・ロ 同上〕

- ハ 不動産に関して賃貸借契約が締結された場合には、物件ごとに、当期末現在における稼働率及び当該物件に関して賃貸借契約を締結した相手方の総数並びに計算期間中における全

賃料収入（当該全賃料収入について、やむを得ない事情により情報の提供をすることができない場合には、その旨）

ニ 「略」

六 「略」

七 知的財産権（知的財産基本法（平成十四年法律第二百二十二号）第二条第二項（定義）に規定する知的財産権をいう。以下同じ。）につき、次に掲げる事項（ハに掲げる事項にあつては、受益者からあらかじめ当該事項に係る情報の提供を要しない旨の承諾を得た場合を除く。）

「イ」ニ 略」

七の二 「略」

八 第二号から前号までの財産以外の財産（次号に掲げる信託に係る受益権を除く。以下この号において「対象財産」という。）につき、対象財産の種類ごとに、次に掲げる事項（ただし、ハに掲げる事項にあつては、受益者からあらかじめ当該事項に係る情報の提供を要しない旨の承諾を得た場合を除く。）

「イ」ニ 略」

「九」十一 略」

2 保険金信託業務を行う生命保険会社等は、前項第一号に掲げる事項に係る情報の提供に当たっては、当期末現在における資産、負債及び元本の状況については当期末現在における貸借対照表に、計算期間中の損益の状態については当該信託財産の計算期間中の収支計算書に代えることができる。

賃料収入（当該全賃料収入について、やむを得ない事情により記載できない場合には、その旨）

ニ 「同上」

六 「同上」

七 知的財産権（知的財産基本法（平成十四年法律第二百二十二号）第二条第二項に規定する知的財産権をいう。以下同じ。）につき、次に掲げる事項（ハに掲げる事項にあつては、受益者からあらかじめ記載を要しない旨の承諾を得た場合を除く。）

「イ」ニ 同上」

七の二 「同上」

八 第二号から前号までの財産以外の財産（次号に掲げる信託に係る受益権を除く。以下この号において「対象財産」という。）につき、対象財産の種類ごとに、次に掲げる事項（ただし、ハに掲げる事項にあつては、受益者からあらかじめ記載を要しない旨の承諾を得た場合を除く。）

「イ」ニ 同上」

「九」十一 同上」

2 保険金信託業務を行う生命保険会社等は、前項第一号に掲げる事項の記載に当たっては、当期末現在における資産、負債及び元本の状況については当期末現在における貸借対照表に、計算期間中の損益の状態については当該信託財産の計算期間中の収支計算書に代えることができる。

「項を削る。」

3|| 「略」

「項を削る。」

(信託財産の状況に係る情報の提供を要しない場合)

第五十二条の二十一 法第九十九条第八項において準用する信託業法第二十七条ただし書に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

- 一 受益者が適格機関投資家等であつて、書面又は電磁的方法により当該受益者（受益者代理人が現に存する場合にあつては、当該受益者代理人を含む。以下この号において同じ。）からあらかじめ第五十二条の十九第一項に規定する情報の提供を要しない旨の承諾を得、かつ、当該受益者からの信託財産の状況に関する照会に対して速やかに回答できる体制が整備されている場合

一の二 受益者が受益証券発行信託（信託法第百八十五条第三項に規定する受益証券発行信託をいう。以下同じ。）の無記名受

3|| 報告書は、信託財産の状況を正確に判断することができるよう

明瞭に記載しなければならない。

4|| 「同上」

5|| 保険金信託業務を行う生命保険会社等は、信託財産の計算期間の終了後又は信託行為によって設定された期間の終了後、遅滞なく、当該信託財産に係る報告書を作成し、これを受益者に交付しなければならない。ただし、信託行為によって設定された期間の終了後に受益者に当該報告書を交付すべき場合において、次条第一項各号に該当するときは、この限りでない。

(信託財産状況報告書の交付を要しない場合)

第五十二条の二十一 法第九十九条第八項において準用する信託業法第二十七条第一項ただし書に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

- 一 受益者が適格機関投資家等であつて、書面又は電磁的方法により当該受益者（受益者代理人が現に存する場合にあつては、当該受益者代理人を含む。以下この号において同じ。）からあらかじめ信託財産状況報告書の交付を要しない旨の承諾を得、かつ、当該受益者からの信託財産の状況に関する照会に対して速やかに回答できる体制が整備されている場合

一の二 受益者が受益証券発行信託（信託法第百八十五条第三項に規定する受益証券発行信託をいう。以下同じ。）の無記名受

益権（同法第一百条第三項に規定する無記名受益権をいう。以下同じ。）の受益者であつて、当該受益者のうち、保険金信託業務を行う生命保険会社等に氏名又は名称及び住所の知れている者に対して第五十二条の十九第一項に規定する方法による同項に規定する情報の提供を行い、かつ、その他の者からの要請があつた場合に速やかに同項に規定する方法による当該情報の提供を行うことができる体制が整備されている場合

二 信託管理人又は受益者代理人が現に存する場合において、当該信託管理人又は受益者代理人に第五十二条の十九第一項に規定する方法による同項に規定する情報の提供を行う場合

三 金融商品取引業者等（投資運用業（金融商品取引法第二十八条第四項に規定する投資運用業をいう。以下同じ。）を行う者に限る。以下この号において同じ。）の指図により信託財産の管理又は処分を行う旨の信託契約による信託の引受けを行い、当該信託の受益者が当該金融商品取引業者等の顧客のみである場合において、当該金融商品取引業者等に対し、当該金融商品取引業者等が同法第四十二条の七第一項の運用状況に係る情報の提供を行うために必要な情報を提供している場合

〔四・五 略〕

六 取引について当該取引ごとの内容を記載した書面を交付又は電磁的方法により提供することにより第五十二条の十九第一項に規定する情報の提供に代える旨の承諾を受益者からあらかじめ書面又は電磁的方法により得ている場合であつて、かつ、当

益権（同法第一百条第三項に規定する無記名受益権をいう。以下同じ。）の受益者であつて、当該受益者のうち、保険金信託業務を行う生命保険会社等に氏名又は名称及び住所の知れている者に対して信託財産状況報告書を交付し、かつ、その他の者からの要請があつた場合に速やかに信託財産状況報告書を交付できる体制が整備されている場合

二 信託管理人又は受益者代理人が現に存する場合において、当該信託管理人又は受益者代理人に信託財産状況報告書を交付する場合

三 金融商品取引業者等（投資運用業（金融商品取引法第二十八条第四項に規定する投資運用業をいう。以下同じ。）を行う者に限る。以下この号において同じ。）の指図により信託財産の管理又は処分を行う旨の信託契約による信託の引受けを行い、当該信託の受益者が当該金融商品取引業者等の顧客のみである場合において、当該金融商品取引業者等に対し、当該金融商品取引業者等が同法第四十二条の七第一項の運用報告書を作成するために必要な情報を提供している場合

〔四・五 同上〕

六 取引について当該取引ごとの内容を記載した書面を交付又は電磁的方法により提供することにより信託財産状況報告書の交付に代える旨の承諾を受益者からあらかじめ書面又は電磁的方法により得ている場合であつて、かつ、当該取引の内容が書面

該取引の内容が書面又は電磁的方法により受益者に提供される場合

七 「略」

八 受益証券発行信託の引受けを行った場合であつて、次に掲げる全ての要件を満たす場合

イ 当該受益証券発行信託に係る受益権が、金融商品取引所（金融商品取引法第二条第十六項（定義）に規定する金融商品取引所をいう。以下同じ。）に上場されており、かつ、特定上場有価証券（同条第三十三項に規定する特定上場有価証券をいう。以下この号及び第五十二条の二十四第七項第九号において同じ。）に該当しないこと又は特定投資家向け有価証券（同法第四条第三項（募集又は売出しの届出）に規定する特定投資家向け有価証券をいう。以下この号及び第五十二条の二十四第七項第九号において同じ。）に該当すること。

ロ 次の(1)又は(2)に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該(1)又は(2)に定める要件に該当すること。

- (1) 当該受益権が金融商品取引所に上場されている場合（当該受益権が特定上場有価証券である場合を除く。）法第九十九条第八項において準用する信託業法第二十七条に規定する情報が当該金融商品取引所の定める開示方法により正しく開示されること。

- (2) 当該受益権が特定投資家向け有価証券に該当する場合
法第九十九条第八項において準用する信託業法第二十七条

又は電磁的方法により受益者に提供される場合

七 「同上」

八 受益証券発行信託の引受けを行った場合であつて、次に掲げるすべての要件を満たす場合

イ 当該受益証券発行信託に係る受益権が、金融商品取引所（金融商品取引法第二条第十六項（定義）に規定する金融商品取引所をいう。以下同じ。）に上場されており、かつ、特定上場有価証券（同条第三十三項に規定する特定上場有価証券をいう。以下この号及び第五十二条の二十四第五項第九号において同じ。）に該当しないこと又は特定投資家向け有価証券（同法第四条第三項（募集又は売出しの届出）に規定する特定投資家向け有価証券をいう。以下この号及び第五十二条の二十四第五項第九号において同じ。）に該当すること。

ロ 「同上」

- (1) 当該受益権が金融商品取引所に上場されている場合（当該受益権が特定上場有価証券である場合を除く。）信託財産状況報告書に記載すべき事項に係る情報が当該金融商品取引所の定める開示方法により正しく開示されること。

- (2) 当該受益権が特定投資家向け有価証券に該当する場合
信託財産状況報告書に記載すべき事項に係る情報が金融商

に規定する情報が金融商品取引法第二十七条の三十二第一項（発行者情報の提供又は公表）に規定する発行者情報として同項又は同条第二項の規定により提供され、又は公表されること。

ハ 受益者からの要請があつた場合に速やかに第五十二条の十
九第一項に規定する方法による同項に規定する情報の提供を
行うことができる体制が整備されていること。

ニ 当該受益証券発行信託の信託行為において、ロについての
定め及び受益者からの要請がない限り第五十二条の十九第一
項に規定する方法による同項に規定する情報の提供を行わな
い旨の定めがあること。

〔項を削る。〕

（信託財産に損害を生じさせ、又は信託業の信用を失墜させるこ
とのない体制の整備に関する事項）

第五十二条の二十三 「略」

〔2・3 略〕

4 保険金信託業務を行う生命保険会社等は、本店等（令第十三条
の五第一項第一号に定める本店等をいう。）その他の営業所又は
事務所を他の保険金信託業務を行う生命保険会社等、信託会社、

品取引法第二十七条の三十二第一項（発行者情報の提供又
は公表）に規定する発行者情報として同項又は同条第二項
の規定により提供され、又は公表されること。

ハ 受益者からの要請があつた場合に速やかに信託財産状況報
告書を交付できる体制が整備されていること。

ニ 当該受益証券発行信託の信託行為において、ロについての
定め及び受益者からの要請がない限り信託財産状況報告書を
交付しない旨の定めがあること。

2 法第九十九条第八項において準用する信託業法第二十六条第二
項の規定、令第十三条の六第一項及び第二項の規定並びに第五十
二条の十七及び第五十二条の十八の規定は、前項第二号の規定に
よる信託財産状況報告書の交付について準用する。

（信託財産に損害を生じさせ、又は信託業の信用を失墜させるこ
とのない体制の整備に関する事項）

第五十二条の二十三 「同上」

〔2・3 同上〕

4 保険金信託業務を行う生命保険会社等は、本店等（令第十三条
の五第一項第一号に定める本店等をいう。）その他の営業所又は
事務所を他の保険金信託業務を行う生命保険会社等、信託会社、

外国信託会社又は金融機関（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行令第二条各号に掲げる金融機関をいう。以下この項及び次条第七項第七号において同じ。）の本店その他の営業所、事務所若しくは代理店（銀行代理業者等（銀行法第二条第十五項に規定する銀行代理業者、長期信用銀行法第十六条の五第三項に規定する長期信用銀行代理業者、信用金庫法第八十五条の二第三項に規定する信用金庫代理業者、労働金庫法第八十九条の三第三項に規定する労働金庫代理業者、協同組合による金融事業に関する法律第六条の三第三項に規定する信用協同組合代理業者、農業協同組合第九十二条の二第三項に規定する特定信用事業代理業者、水産業協同組合法第百六条第三項に規定する特定信用事業代理業者及び農林中央金庫法第九十五条の二第三項に規定する農林中央金庫代理業者並びに農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律（平成八年法律第一百八号）第四十二条第三項の認可に係る業務の代理（第二百三十四条第一項第十八号イにおいて「再編強化法代理業務」という。）を行う農業協同組合、漁業協同組合及び水産加工業協同組合をいう。第二百三十四条及び第二百三十四条の二十七において同じ。）の営業所又は事務所を含む。）と同一の建物に設置してその業務を営む場合には、顧客が当該保険金信託業務を行う生命保険会社等を当該他の保険金信託業務を行う生命保険会社等、信託会社、外国信託会社又は金融機関であると誤認することを防止するための適切な措置を講じなければならない。

外国信託会社又は金融機関（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行令第二条各号に掲げる金融機関をいう。以下この項及び次条第五項第七号において同じ。）の本店その他の営業所、事務所若しくは代理店（銀行代理業者等（銀行法第二条第十五項に規定する銀行代理業者、長期信用銀行法第十六条の五第三項に規定する長期信用銀行代理業者、信用金庫法第八十五条の二第三項に規定する信用金庫代理業者、労働金庫法第八十九条の三第三項に規定する労働金庫代理業者、協同組合による金融事業に関する法律第六条の三第三項に規定する信用協同組合代理業者、農業協同組合第九十二条の二第三項に規定する特定信用事業代理業者、水産業協同組合法第百六条第三項に規定する特定信用事業代理業者及び農林中央金庫法第九十五条の二第三項に規定する農林中央金庫代理業者並びに農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律（平成八年法律第一百八号）第四十二条第三項の認可に係る業務の代理（第二百三十四条第一項第十八号イにおいて「再編強化法代理業務」という。）を行う農業協同組合、漁業協同組合及び水産加工業協同組合をいう。第二百三十四条及び第二百三十四条の二十七において同じ。）の営業所又は事務所を含む。）と同一の建物に設置してその業務を営む場合には、顧客が当該保険金信託業務を行う生命保険会社等を当該他の保険金信託業務を行う生命保険会社等、信託会社、外国信託会社又は金融機関であると誤認することを防止するための適切な措置を講じなければならない。

〔5〕8 略〕

(信託財産に係る行為準則)

第五十二条の二十四 〔略〕

〔2・3 略〕

4 法第九十九条第八項において準用する信託業法第二十九条第三項の規定による情報の提供は、信託財産の計算期間ごとに、遅滞なく、次に掲げる方法のいずれか(受益者から第一号に掲げる方法による当該情報の提供の請求があつた場合にあつては、当該方法)により行うものとする。

一 第六項各号に掲げる事項を記載した書面の交付

二 前号の書面に記載すべき事項の電磁的方法(第五十二条の十

三の六第一項に規定する方法をいう。以下この条において同じ)による提供

5 第五十二条の十三の二十一第二項の規定は、前項に規定する情報の提供を同項第二号に規定する方法により行おうとする保険金信託業務を行う生命保険会社等について準用する。

6 法第九十九条第八項において準用する信託業法第二十九条第三項の内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

〔一〕十 略〕

十一 第四項に規定する方法による同項に規定する情報の提供の

〔5〕8 同上〕

(信託財産に係る行為準則)

第五十二条の二十四 〔同上〕

〔2・3 同上〕

〔項を加える。〕

〔項を加える。〕

4 保険金信託業務を行う生命保険会社等は、法第九十九条第八項において準用する信託業法第二十九条第三項の規定により、信託財産の計算期間ごとに、遅滞なく、次の各号に掲げる事項を記載した書面を作成し、受益者に交付しなければならない。

〔一〕十 同上〕

十一 当該書面の交付年月日

年月日

十二 「略」

7|| 法第九十九条第八項において準用する信託業法第二十九条第三項ただし書に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 受益者が適格機関投資家等であつて、書面又は電磁的方法により受益者（受益者代理人が現に存する場合にあつては、当該受益者代理人を含む。以下この号において同じ。）からあらかじめ第四項に規定する情報の提供を要しない旨の承諾を得、かつ、当該受益者からの個別の取引に関する照会に対して速やかに回答できる体制が整備されている場合

一の二 受益者が受益証券発行信託の無記名受益権の受益者であつて、当該受益者のうち、保険金信託業務を行う生命保険会社等に氏名又は名称及び住所の知れている者に対して第四項に規定する方法による同項に規定する情報の提供を行い、かつ、その他の者からの要請があつた場合に速やかに同項に規定する方法による当該情報の提供を行うことができる体制が整備されている場合

二 委託者若しくは委託者から指図の権限の委託を受けた者（これらの者が令第十三条の七第一項各号に掲げる者である場合を除く。）又は受益者若しくは受益者から指図の権限の委託を受けた者のみの指図により法第九十九条第八項において準用する信託業法第二十九条第二項各号の取引が行われたものである場

十二 「同上」

5|| 「同上」

一 受益者が適格機関投資家等であつて、書面又は電磁的方法により受益者（受益者代理人が現に存する場合にあつては、当該受益者代理人を含む。以下この号において同じ。）からあらかじめ書面の交付を要しない旨の承諾を得、かつ、当該受益者からの個別の取引に関する照会に対して速やかに回答できる体制が整備されている場合

一の二 受益者が受益証券発行信託の無記名受益権の受益者であつて、当該受益者のうち、保険金信託業務を行う生命保険会社等に氏名又は名称及び住所の知れている者に対して書面を交付し、かつ、その他の者からの要請があつた場合に速やかに書面を交付できる体制が整備されている場合

二 委託者若しくは委託者から指図の権限の委託を受けた者（これらの者が令第十三条の七第一項各号に掲げる者である場合を除く。）又は受益者若しくは受益者から指図の権限の委託を受けた者のみの指図により法第九十九条第八項において準用する信託業法第二十九条第二項各号の取引が行われたものである場

合であつて、書面又は電磁的方法により受益者（信託管理人又は受益者代理人が現に存する場合にあつては、当該信託管理人又は受益者代理人を含む。以下この号において同じ。）からあらかじめ第四項に規定する情報の提供を要しない旨の承諾を得、かつ、当該受益者からの個別の取引に関する照会に対して速やかに回答できる体制が整備されている場合

三 信託管理人又は受益者代理人が現に存する場合において、当該信託管理人又は受益者代理人に第四項に規定する方法による同項に規定する情報の提供を行う場合

四 法第九十九条第八項において準用する信託業法第二十九条第二項各号の取引について当該取引ごとの内容を書面又は電磁的方法により提供することにより第四項に規定する情報の提供に代える旨の承諾を受益者から書面又は電磁的方法によりあらかじめ得ている場合であつて、かつ、当該取引の内容が書面又は電磁的方法により受益者に提供される場合

〔五〇八 略〕

九 受益証券発行信託の引受けを行った場合であつて、次に掲げる全ての要件を満たす場合

イ 「略」

ロ 次の(1)又は(2)に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該(1)又は(2)に定める要件に該当すること。

(1) 当該受益権が金融商品取引所に上場されている場合（当該受益権が特定上場有価証券である場合を除く。） 法第

合であつて、書面又は電磁的方法により受益者（信託管理人又は受益者代理人が現に存する場合にあつては、当該信託管理人又は受益者代理人を含む。以下この号において同じ。）からあらかじめ書面の交付を要しない旨の承諾を得、かつ、当該受益者からの個別の取引に関する照会に対して速やかに回答できる体制が整備されている場合

三 信託管理人又は受益者代理人が現に存する場合において、当該信託管理人又は受益者代理人に書面を交付する場合

四 法第九十九条第八項において準用する信託業法第二十九条第二項各号の取引について当該取引ごとの内容を書面又は電磁的方法により提供することにより同条第三項に規定する書面の交付に代える旨の承諾を受益者から書面又は電磁的方法によりあらかじめ得ている場合であつて、かつ、当該取引の内容が書面又は電磁的方法により受益者に提供される場合

〔五〇八 同上〕

九 受益証券発行信託の引受けを行った場合であつて、次に掲げるすべての要件を満たす場合

イ 「同上」

ロ 「同上」

(1) 当該受益権が金融商品取引所に上場されている場合（当該受益権が特定上場有価証券である場合を除く。） 書面

九十九条第八項において準用する信託業法第二十九条第三項に規定する情報が当該金融商品取引所の定める開示方法により正しく開示されること。

(2) 当該受益権が特定投資家向け有価証券に該当する場合

法第九十九条第八項において準用する信託業法第二十九条第三項に規定する情報が金融商品取引法第二十七条の三十一第二項（発行者情報の提供又は公表）に規定する発行者情報として同項又は同条第二項の規定により提供され、又は公表されること。

ハ 受益者からの要請があつた場合に速やかに第四項に規定する方法による同項に規定する情報の提供を行うことができる体制が整備されていること。

ニ 当該受益証券発行信託の信託行為において、ロについての定め及び受益者からの要請がない限り法第九十九条第八項において準用する信託業法第二十九条第三項に規定する情報を提供しない旨の定めがあること。

（業務運営に関する措置）

第五十三条 保険会社は、法第百条の二第一項の規定により、その業務に関し、次に掲げる措置を講じなければならない。

一 第七十四条第三号に掲げる保険契約（第八十三条第一号ロ及びニに掲げるものを除く。）に関し、生命保険募集人又は損害保険募集人が、対象期間ごとに、遅滞なく、保険契約者に対し

に記載すべき事項に係る情報が当該金融商品取引所の定める開示方法により正しく開示されること。

(2) 当該受益権が特定投資家向け有価証券に該当する場合

書面に記載すべき事項に係る情報が金融商品取引法第二十七条の三十二第一項（発行者情報の提供又は公表）に規定する発行者情報として同項又は同条第二項の規定により提供され、又は公表されること。

ハ 受益者からの要請があつた場合に速やかに書面を交付できる体制が整備されていること。

ニ 当該受益証券発行信託の信託行為において、ロについての定め及び受益者からの要請がない限り書面を交付しない旨の定めがあること。

（業務運営に関する措置）

第五十三条 「同上」

一 第七十四条第三号に掲げる保険契約（第八十三条第一号ロ及びニに掲げるものを除く。）に関し、生命保険募集人又は損害保険募集人が、対象期間ごとに、遅滞なく、当該保険契約に係

次に掲げる方法のいずれか（当該保険契約者からイに掲げる方法による当該情報の提供の請求があつた場合にあっては、当該方法）により、当該保険契約に係る資産の運用状況を記載した書面に係る情報の提供を行うための措置

イ 当該保険契約に係る資産の運用状況を記載した書面の交付
ロ イの書面に記載すべき事項の電磁的方法による提供

〔二〇五 略〕

六 第八十三条第一号イに掲げる保険契約の引受けに関し、次に掲げる措置（当該保険契約の保険契約者から運用実績連動型保険契約（法第百条の五第一項に規定する運用実績連動型保険契約をいう。第五十四条の四から第五十四条の六までにおいて同じ。）に該当する保険契約を引き受けている場合に限る。）

〔イ〇ハ 略〕

2 第五十二条の十三の二十一第二項の規定は、前項第一号に規定する情報の提供を同号に規定する方法により行おうとする生命保険募集人又は損害保険募集人について準用する。

3 生命保険募集人又は損害保険募集人は、第一項第二号の規定による書面の交付に代えて、次項に定めるところにより、当該保険契約者の承諾を得て、当該書面に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。この場合において、当該生命保険募集人又は当該損害保険募集人は、当該交付をしたものとみなす。

4 生命保険募集人又は損害保険募集人は、前項の事項を電磁的方

る資産の運用状況を記載した書面（第五項において「運用状況報告書」という。）を作成し、保険契約者に交付するための措置

「号の細分を加える。」

「号の細分を加える。」

〔二〇五 同上〕

六 第八十三条第一号イに掲げる保険契約の引受けに関し、次に掲げる措置（当該保険契約の保険契約者から運用実績連動型保険契約（法第百条の五第一項に規定する運用実績連動型保険契約をいう。第五十四条の四及び第五十四条の六において同じ。）に該当する保険契約を引き受けている場合に限る。）

〔イ〇ハ 同上〕

「項を加える。」

2 生命保険募集人又は損害保険募集人は、前項第一号又は第二号の規定による書面の交付に代えて、次項に定めるところにより、当該保険契約者の承諾を得て、当該書面に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。この場合において、当該生命保険募集人又は当該損害保険募集人は、当該交付をしたものとみなす。

3 〔同上〕

法により提供しようとするときは、あらかじめ、当該保険契約者に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

一 第六項において読み替えて準用する第五十二条の十三の六第一項各号に掲げる方法のうち生命保険募集人又は損害保険募集人が使用するもの

二 「略」

5|| 「略」

6|| 第五十二条の十三の六の規定は、生命保険募集人又は損害保険募集人が保険契約者に対し、前各項に規定する電磁的方法により前各項の事項に係る情報を提供する場合について準用する。この場合において、同条第一項第一号中「方法（準用金融商品取引法第三十四条の二第四項）」とあるのは「方法（第五十三条第三項）」と、同条第二項中「取引を最後に行った日」とあるのは「保険契約に基づき、設定日（第五十三条第一項第一号に規定する保険契約にあっては保険料として収受した金銭の運用を対象期間内において最後に行った日をいい、同項第二号に規定する保険契約にあっては同号に規定する事項の電磁的方法による提供を最後に行った日をいう。）」と、「令第十三条の五の三」とあるのは「第五十三条第二項において準用する第五十二条の十三の二十一第二項又は第五十三条第四項」と読み替えるものとする。

7|| 第一項第一号の「対象期間」とは、直前の基準日（第一項に規定する情報の作成の基準とした日をいう。以下この項において同

一 第七項において読み替えて準用する第五十四条の五第一項各号に掲げる方法のうち生命保険募集人又は損害保険募集人が使用するもの

二 「同上」

4|| 「同上」

「項を加える。」

5|| 第一項第一号の「対象期間」とは、直前の基準日（運用状況報告書の作成の基準とした日をいう。以下この項及び次条において

じ。)の翌日(当該情報⁸が初めて作成するものである場合にあっては、特別勘定に属する財産の運用を開始した日)から当該情報⁸の基準日までの期間をいう。

8 〔略〕

〔項を削る。〕

同じ。)の翌日(当該運用状況報告書⁶が初めて作成するものである場合にあっては、特別勘定に属する財産の運用を開始した日)から当該運用状況報告書⁶の基準日までの期間をいう。

6 〔同上〕

7 第五十四条の五の規定は、第二項に規定する電磁的方法について準用する。この場合において、同条第一項第一号中「保険会社(法第百条の五第二項」とあるのは「生命保険募集人又は損害保険募集人(第五十三条第二項」と、「当該保険会社」とあるのは「当該生命保険募集人又は損害保険募集人」と、「保険会社の使用」とあるのは「生命保険募集人又は損害保険募集人の使用」と、「方法(法第百条の五第二項」とあるのは「方法(第五十三条第二項」と、同条第二項中「保険料として收受した金銭の運用を対象期間内において最後に行った日」とあるのは「設定日(第五十三条第一項第一号に規定する保険契約にあっては保険料として收受した金銭の運用を対象期間内において最後に行った日をいい、同項第二号に規定する保険契約にあっては同号に規定する事項の電磁的方法による提供を最後に行った日をいう。)」と、「令第十四条の二第二項」とあるのは「第五十三条第三項」と、同条第三項中「保険会社の使用」とあるのは「生命保険募集人又は損害保険募集人の使用」と読み替えるものとする。

〔条を加える。〕

(運用実績連動型保険契約に関する運用状況に係る情報の提供)

第五十四条の四 保険会社は、対象期間(直前の基準日(法第百条

の五第一項に規定する情報の作成の基準とした日をいう。以下この項及び次条において同じ。）の翌日（当該情報が初めて作成するものである場合にあっては、特別勘定に属する財産の運用を開始した日）から当該情報の基準日までの期間をいう。以下この条及び次条において同じ。）経過後、遅滞なく、運用実績連動型保険契約の保険契約者に対し、次に掲げる方法のいずれか（当該保険契約者から第一号に掲げる方法による当該情報の提供の請求があった場合にあっては、当該方法）により、法第百条の五第一項の規定による情報の提供を行うものとする。

一 当該運用実績連動型保険契約に係る法第百条の五第一項に規定する事項を記載した書面（以下この条から第五十四条の六まで及び第二百三十四条の二十五第一項第六号の二において「運用報告書」という。）の交付

二 運用報告書に記載すべき事項の電磁的方法による提供

2 第五十二条の十三の二十一第二項の規定は、前項に規定する情報の提供を同項第二号に規定する方法により行おうとする保険会社について準用する。

3 第五十二条の十三の六の規定は、保険会社が保険契約者に対し、第一項に規定する電磁的方法により同項の事項に係る情報を提供する場合について準用する。この場合において、同条第一項第一号中「方法（準用金融商品取引法第三十四条の二第四項に規定する方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあっては、同項に規定する事項の提供を行う保険金信託

業務を行う生命保険会社等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法」とあるのは「方法」と、同条第二項中「取引を最後に行った日」とあるのは「保険契約に基づき、保険料として収受した金銭の運用を対象期間内において最後に行った日」と、「令第十三条の五の三」とあるのは「第五十条の四第二項において準用する第五十二条の十三の二十一第二項」と読み替えるものとする。

(運用報告書の記載事項等)

第五十四条の五 法第百条の五第一項に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 対象期間

〔二〇五 略〕

2 基準日における特別勘定に属する財産に対象有価証券（金融商品取引業等に関する内閣府令第九十六条第四項に規定する対象有価証券をいう。第二百三十四条の二十四第一項第十五号において

(運用報告書の記載事項等)

第五十四条の四 〔同上〕

一 対象期間（直前の基準日（運用報告書（法第百条の五第一項に規定する運用報告書をいう。以下この条、第五十四条の六第一号及び第二百三十四条の二十五第一項第六号の二において同じ。）の作成の基準とした日をいう。以下この条及び次条第二項第三号において同じ。）の翌日（当該運用報告書が初めて作成するものである場合にあつては、特別勘定に属する財産の運用を開始した日）から当該運用報告書の基準日までの期間をいう。以下この条及び次条第二項第三号において同じ。）

〔二〇五 同上〕

2 基準日における特別勘定に属する財産に対象有価証券（金融商品取引業等に関する内閣府令第九十六条第四項に規定する対象有価証券をいう。第二百三十四条の二十四第一項第十五号において

同じ。)(その保有額の当該財産の額に対する割合が百分の三に満たないものを除く。)が含まれているときにおける法第百条の五第一項に規定する内閣府令に定める事項は、前項各号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項とする。ただし、前条第一項に規定する方法による当該事項に係る情報の提供前一年以内に、当該保険契約の相手方に対し、法第百条の二において読み替えて準用する金融商品取引法第三十七条の三第一項の規定により当該保険契約に係る同項各号(第二号及び第六号を除く。)に規定する事項として次に掲げる事項の全てを提供し、又は運用報告書に記載すべき事項として前条第一項に規定する方法により次に掲げる事項の全てを提供した場合は、この限りでない。

「一〇四 略」

3 対象期間は、一年(第八十三条第一号イ及びハに掲げる保険契約に該当する場合にあっては、三月。次項第二号において同じ。)を超えてはならない。

「項を削る。」

4 法第百条の五第一項ただし書に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

- 一 運用実績連動型保険契約の保険契約者の同居者が確実に前条第一項に規定する方法による運用報告書に記載すべき事項に係る情報の提供を受けると見込まれる場合であって、かつ、当該

同じ。)(その保有額の当該財産の額に対する割合が百分の三に満たないものを除く。)が含まれているときにおける運用報告書には、前項各号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項を記載しなければならぬ。ただし、当該運用報告書の交付前一年以内に当該保険契約の相手方に対し交付した当該保険契約に係る契約締結前交付書面(法第百条の二において読み替えて準用する金融商品取引法第三十七条の三第一項に規定する書面をいう。)若しくは契約変更書面(当該保険契約の一部の変更に伴い当該契約締結前交付書面の記載事項に変更すべきものがある場合において、当該変更すべき記載事項を記載した書面をいう。)又は運用報告書に次に掲げる事項の全てが記載されている場合は、この限りでない。

「一〇四 同上」

3 対象期間は、一年(第八十三条第一号イ及びハに掲げる保険契約に該当する場合にあっては、三月。第五項第二号において同じ。)を超えてはならない。

4 運用報告書は、対象期間経過後遅滞なく作成し、運用実績連動型保険契約の保険契約者に交付しなければならない。

5 「同上」

- 一 運用実績連動型保険契約の保険契約者の同居者が確実に運用報告書の交付を受けると見込まれる場合であって、かつ、当該保険契約者が当該運用報告書の交付を受けないことについてそ

保険契約者が同項に規定する方法による当該情報の提供を受けないことについてその基準日までに同意している場合（当該基準日までに当該保険契約者から同項に規定する方法による当該情報の提供の請求があつた場合を除く。）

〔二・三 略〕

〔条を削る。〕

の基準日までに同意している場合（当該基準日までに当該保険契約者から当該運用報告書の交付の請求があつた場合を除く。）

〔二・三 同上〕

（運用報告書に係る情報通信の技術を利用する方法）

第五十四条の五 法第百条の五第二項に規定する電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。

- 一 電子情報処理組織を使用する方法のうち次に掲げるもの
- イ 保険会社（法第百条の五第二項に規定する事項の提供を行う保険会社との契約によりファイルを自己の管理する電子計算機に備え置き、これを当該事項を提供する相手方（以下この条において「保険契約者」という。）又は当該保険会社の用に供する者を含む。以下この条及び第五十四条の七において同じ。）の使用に係る電子計算機と保険契約者又は保険契約者との契約により保険契約者ファイル（専ら保険契約者の用に供せられるファイルをいう。以下この条において同じ。）を自己の管理する電子計算機に備え置く者の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて書面に記載すべき事項（以下この条において「記載事項」という。）を送信し、保険契約者又は保険契約者との契約により保険契約者フ

ファイルを自己の管理する電子計算機に備え置く者の使用に係る電子計算機に備えられた保険契約者ファイルに記録する方法（同項に規定する方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあつては、同項に規定する事項の提供を行う保険会社の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法）

ロ 保険会社の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された記載事項を電気通信回線を通じて保険契約者の閲覧に供し、保険契約者又は保険契約者との契約により保険契約者ファイルを自己の管理する電子計算機に備え置く者の使用に係る電子計算機に備えられた当該保険契約者の保険契約者ファイルに当該記載事項を記録する方法（法第百条の五第二項に規定する方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあつては、保険会社の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法）

ハ 保険会社の使用に係る電子計算機に備えられた保険契約者ファイルに記録された記載事項を電気通信回線を通じて保険契約者の閲覧に供する方法

ニ 閲覧ファイル（保険会社の使用に係る電子計算機に備えられたファイルであつて、同時に複数の保険契約者の閲覧に供するため記載事項を記録させるファイルをいう。次項において同じ。）に記録された記載事項を電気通信回線を通じて保険契約者の閲覧に供する方法

二 電磁的記録媒体をもって調製するファイルに記載事項を記録したものを交付する方法

2 前項各号に掲げる方法は、次に掲げる基準に適合するものでなければならぬ。

一 保険契約者が保険契約者ファイル又は閲覧ファイルへの記録を出力することにより書面を作成できるものであること。

二 前項第一号イ、ハ又はニに掲げる方法（保険契約者の使用に係る電子計算機に備えられた保険契約者ファイルに記載事項を記録する方法を除く。）にあつては、記載事項を保険契約者ファイル又は閲覧ファイルに記載する旨又は記録した旨を保険契約者に対し通知するものであること。ただし、保険契約者が当該記載事項を閲覧していたことを確認したときはこの限りでない。

三 前項第一号ハ又はニに掲げる方法にあつては、記載事項に掲げられた保険契約に基づき、保険料として収受した金銭の運用を対象期間内において最後に行つた日以後五年間（当該期間が終了する日までの間に当該記載事項に係る苦情の申出があつたときは、当該期間が終了する日又は当該苦情が解決した日のいずれか遅い日までの間）次に掲げる事項を消去し又は改変することができないものであること。ただし、閲覧に供している記載事項を書面により交付する場合、保険契約者の承諾（令第十四条の二第一項の規定による承諾をいう。）を得て前項第一号イ若しくはロ若しくは第二号に掲げる方法により提供する場合

又は保険契約者による当該記載事項に係る消去の指図がある場合は、当該記載事項を消去することができる。

イ 前項第一号ハに掲げる方法については、保険契約者ファイルに記録された記載事項

ロ 前項第一号ニに掲げる方法については、閲覧ファイルに記録された記載事項

四 前項第一号ニに掲げる方法にあつては、次に掲げる基準に適合するものであること。

イ 保険契約者が閲覧ファイルを閲覧するために必要な情報を保険契約者ファイルに記録するものであること。

ロ 前号に規定する期間を経過するまでの間において、イの規定により保険契約者が閲覧ファイルを閲覧するために必要な情報を記録した保険契約者ファイルと当該閲覧ファイルとを電気通信回線を通じて接続可能な状態を維持させること。ただし、閲覧の提供を受けた保険契約者が接続可能な状態を維持させることについて不要である旨通知した場合は、この限りでない。

3 第一項第一号の「電子情報処理組織」とは、保険会社の使用に係る電子計算機と、保険契約者ファイルを備えた保険契約者若しくは保険契約者との契約により保険契約者ファイルを自己の管理する電子計算機に備え置く者又は保険会社の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。

(保険契約者等の保護のため支障を生ずるおそれがあるもの)

第五十四条の六 法第百条の五第二項ただし書に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

「一・二 略」

「条を削る。」

(業務、経理に関する規定の準用)

第六十条 第四十九条、第五十条、第五十二条の五から第五十三条の三の三まで、第五十三条の四(第二項を除く。)、第五十三条の六から第五十三条の十二の二まで、第五十四条の四から第五十四条の六まで及び第五十九条の六の規定は外国保険会社等について、第六十二条の規定は外国保険会社等が契約者配当を行う場合について、第六十三条の規定は外国保険会社等が公正かつ衡平な契約者配当を行うために日本において設ける勘定について、第六十六条の規定は外国保険会社等が日本において積み立てる法第百九十九条において準用する法第百十五条第一項の価格変動準備金について、第七十一条の規定は外国保険会社等が日本における

(保険契約者等の保護のため支障を生ずるおそれがあるもの)

第五十四条の六 法第百条の五第三項ただし書に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

「一・二 同上」

(電磁的方法の種類及び内容)

第五十四条の七 令第十四条の二第一項の規定により示すべき方法の種類及び内容は、次に掲げる事項とする。

一 第五十四条の五第一項各号に掲げる方法のうち保険会社ที่ใช้するもの

二 ファイルへの記録の方式

(業務、経理に関する規定の準用)

第六十条 第四十九条、第五十条、第五十二条の五から第五十三条の三の三まで、第五十三条の四(第二項を除く。)、第五十三条の六から第五十三条の十二の二まで、第五十四条の四から第五十四条の七まで及び第五十九条の六の規定は外国保険会社等について、第六十二条の規定は外国保険会社等が契約者配当を行う場合について、第六十三条の規定は外国保険会社等が公正かつ衡平な契約者配当を行うために日本において設ける勘定について、第六十六条の規定は外国保険会社等が日本において積み立てる法第百九十九条において準用する法第百十五条第一項の価格変動準備金について、第七十一条の規定は外国保険会社等が日本における

保険契約を再保険に付した場合について、第七十三条の規定は外国保険会社等が日本における事業年度に係る毎決算期に積み立てなければならない支払備金について、第七十九条の規定は外国保険会社等の日本における保険計理人について、第八十二条の規定は外国保険会社等の日本における保険計理人が当該外国保険会社等の日本における代表者に提出する意見書について、それぞれ準用する。この場合において、第四十九条中「第四十七条、第四十八条の三及び第四十八条の五」とあるのは「第三百三十九条及び第四百四十条の三」と、第五十条中「第四十七条、第四十八条の三、第四十八条の五及び前条」とあるのは「第三百三十九条及び第四百四十条の三並びに第六十条において準用する第四十九条」と、第五十三条中「保険契約者」とあるのは「日本における保険契約者」と、同条第一項中「法第百条の二第一項」とあるのは「法第百九十九条において準用する法第百条の二第一項」と、同項第一号中「第七十四条第三号」とあるのは「第五百五十三条第三号」と、第五十三条の二中「業務」とあるのは「日本における業務」と、「顧客」とあるのは「日本における顧客」と、同条第一項第一号中「法第九十八条」とあるのは「法第九十九条において準用する法第九十八条」と、同条第三項中「営業所又は事務所」とあるのは「日本における支店等（法第百八十五条第一項に規定する支店等をいう。以下同じ。）」と、第五十三条の三中「営業所又は事務所」とあるのは「日本における支店等」と、「顧客」とあるのは「日本における顧客」と、第五十三条の三の二中「業務」と

保険契約を再保険に付した場合について、第七十三条の規定は外国保険会社等が日本における事業年度に係る毎決算期に積み立てなければならない支払備金について、第七十九条の規定は外国保険会社等の日本における保険計理人について、第八十二条の規定は外国保険会社等の日本における保険計理人が当該外国保険会社等の日本における代表者に提出する意見書について、それぞれ準用する。この場合において、第四十九条中「第四十七条、第四十八条の三及び第四十八条の五」とあるのは「第三百三十九条及び第四百四十条の三」と、第五十条中「第四十七条、第四十八条の三、第四十八条の五及び前条」とあるのは「第三百三十九条及び第四百四十条の三並びに第六十条において準用する第四十九条」と、第五十三条中「保険契約者」とあるのは「日本における保険契約者」と、同条第一項中「法第百条の二第一項」とあるのは「法第百九十九条において準用する法第百条の二第一項」と、同項第一号中「第七十四条第三号」とあるのは「第五百五十三条第三号」と、第五十三条の二中「業務」とあるのは「日本における業務」と、「顧客」とあるのは「日本における顧客」と、同条第一項第一号中「法第九十八条」とあるのは「法第九十九条において準用する法第九十八条」と、同条第三項中「営業所又は事務所」とあるのは「日本における支店等（法第百八十五条第一項に規定する支店等をいう。以下同じ。）」と、第五十三条の三中「営業所又は事務所」とあるのは「日本における支店等」と、「顧客」とあるのは「日本における顧客」と、第五十三条の三の二中「業務」と

あるのは「日本における業務」と、「顧客」とあるのは「日本における顧客」と、第五十三条の三の三中「業務」とあるのは「日本における業務」と、第五十三条の四中「特定関係者」とあるのは「特殊関係者（法第九十四条第一項に規定する特殊関係者をいう。以下同じ。）」と、「顧客」とあるのは「日本における顧客」と、第五十三条の六中「特定関係者（第五十三条の四第二項に規定する特定関係者をいう。）」とあるのは「特殊関係者」と、「同条第三項」とあるのは「第五十三条の四第三項」と、「顧客」とあるのは「日本における顧客」と、第五十三条の七第一項中「法第九十七条、第九十八条又は第九十九条」とあるのは「法第九十九条において準用する法第九十七条、第九十八条又は第九十九条」と、「業務」とあるのは「日本における業務」と、「顧客」とあるのは「日本における顧客」と、同条第二項中「保険であつて」とあるのは「日本における保険業に係る保険であつて」と、第五十三条の八及び第五十三条の八の二中「顧客」とあるのは「日本における顧客」と、第五十三条の九中「資金需要者」とあるのは「日本における資金需要者」と、第五十三条の十中「業務」とあるのは「日本における業務」と、「顧客」とあるのは「日本における顧客」と、第五十三条の十一中「業務」とあるのは「日本における業務」と、同条第三号中「顧客」とあるのは「日本における顧客」と、同条第四号及び第五号中「保険契約者等」とあるのは「日本における保険契約者等」と、第五十三条の十一の二及び第五十三条の十一の三中「業務のうち」とあるのは「

あるのは「日本における業務」と、「顧客」とあるのは「日本における顧客」と、第五十三条の三の三中「業務」とあるのは「日本における業務」と、第五十三条の四中「特定関係者」とあるのは「特殊関係者（法第九十四条第一項に規定する特殊関係者をいう。以下同じ。）」と、「顧客」とあるのは「日本における顧客」と、第五十三条の六中「特定関係者（第五十三条の四第二項に規定する特定関係者をいう。）」とあるのは「特殊関係者」と、「同条第三項」とあるのは「第五十三条の四第三項」と、「顧客」とあるのは「日本における顧客」と、第五十三条の七第一項中「法第九十七条、第九十八条又は第九十九条」とあるのは「法第九十九条において準用する法第九十七条、第九十八条又は第九十九条」と、「業務」とあるのは「日本における業務」と、「顧客」とあるのは「日本における顧客」と、同条第二項中「保険であつて」とあるのは「日本における保険業に係る保険であつて」と、第五十三条の八及び第五十三条の八の二中「顧客」とあるのは「日本における顧客」と、第五十三条の九中「資金需要者」とあるのは「日本における資金需要者」と、第五十三条の十中「業務」とあるのは「日本における業務」と、「顧客」とあるのは「日本における顧客」と、第五十三条の十一中「業務」とあるのは「日本における業務」と、同条第三号中「顧客」とあるのは「日本における顧客」と、同条第四号及び第五号中「保険契約者等」とあるのは「日本における保険契約者等」と、第五十三条の十一の二及び第五十三条の十一の三中「業務のうち」とあるのは「

日本における業務のうち」と、第五十三条の十二の二中「保険契約者」とあるのは「日本における保険契約者」と、第五十四条の四から第五十四条の六までの規定中「法第百条の五」とあるのは「法第百九十九条において準用する法第百条の五」と、「保険契約者」とあるのは「日本における保険契約者」と、第五十九条の六中「法第百十一条第六項」とあるのは「法第百九十九条において読み替えて準用する法第百十一条第六項」と、「当該保険会社及びその子会社等の業務」とあるのは「当該外国保険会社等の日本における業務」と、第六十二条本文中「保険契約」とあるのは「日本における保険契約」と、同条第一号中「保険契約者」とあるのは「日本における保険契約者」と、第六十三条において準用する第三十条の三第三項中「法第四条第二項第二号」とあるのは「法第百八十七条第三項第二号」と、第六十六条中「毎決算期において保有する資産」とあるのは「日本における事業年度に係る毎決算期において日本における資産」と、「帳簿価額」とあるのは「日本における事業年度に係る決算期の帳簿価額」と、第七十一条第二項中「保険契約」とあるのは「日本における保険契約」と、第七十三条第一項中「保険契約」とあるのは「日本における保険契約」と、「保険金等」とあるのは「保険金、返戻金その他の給付金」と、「毎決算期」とあるのは「日本における事業年度に係る毎決算期」と、「前条」とあるのは「第百五十二条」と、同条第二項中「法第四条第二項第四号」とあるのは「法第百八十七条第三項第四号」と、第七十九条第一項中「前条」とあるのは

日本における業務のうち」と、第五十三条の十二の二中「保険契約者」とあるのは「日本における保険契約者」と、第五十四条の四から第五十四条の六までの規定中「法第百条の五」とあるのは「法第百九十九条において準用する法第百条の五」と、「保険契約者」とあるのは「日本における保険契約者」と、第五十九条の六中「法第百十一条第六項」とあるのは「法第百九十九条において読み替えて準用する法第百十一条第六項」と、「当該保険会社及びその子会社等の業務」とあるのは「当該外国保険会社等の日本における業務」と、第六十二条本文中「保険契約」とあるのは「日本における保険契約」と、同条第一号中「保険契約者」とあるのは「日本における保険契約者」と、第六十三条において準用する第三十条の三第三項中「法第四条第二項第二号」とあるのは「法第百八十七条第三項第二号」と、第六十六条中「毎決算期において保有する資産」とあるのは「日本における事業年度に係る毎決算期において日本における資産」と、「帳簿価額」とあるのは「日本における事業年度に係る決算期の帳簿価額」と、第七十一条第二項中「保険契約」とあるのは「日本における保険契約」と、第七十三条第一項中「保険契約」とあるのは「日本における保険契約」と、「保険金等」とあるのは「保険金、返戻金その他の給付金」と、「毎決算期」とあるのは「日本における事業年度に係る毎決算期」と、「前条」とあるのは「第百五十二条」と、同条第二項中「法第四条第二項第四号」とあるのは「法第百八十七条第三項第四号」と、第七十九条第一項中「前条」とあるのは

「第百五十七条」と、第八十二条第一項中「計算書類を承認する取締役会に」とあるのは「業務報告書の提出期限の三週間前までに」と、同項第一号中「商号又は名称」とあるのは「商号、名称又は氏名」と、同項第三号中「前条」とあるのは「第百五十九条」と、同項第四号中「又は社員に対する剰余金の分配に関する事項」とあるのは「に関する事項」と、同項第五号中「第六十四条第一項の契約者配当準備金又は第三十条の五第一項第一号の社員配当準備金」とあるのは「第百四十六条第一項の契約者配当準備金」と、同項第六号中「第七十九条の二」とあるのは「第百五十七条の二」と、同条第二項中「取締役会」とあるのは「外国保険会社等の日本における代表者」と読み替えるものとする。

(情報の提供)

第二百二十七条の二 [略]

2 [略]

3 保険会社等若しくは外国保険会社等、これらの役員（保険募集人である者を除く。）、保険募集人又は保険仲立人若しくはその役員若しくは使用人は、法第二百九十四条第一項の規定により保険契約の内容その他保険契約者等の参考となるべき情報の提供を行う場合には、保険契約者及び被保険者に対し、次に掲げる方法により行うものとする。

〔一・二 略〕

三 次に掲げる保険契約を取り扱う場合であつて、保険契約者又

「第百五十七条」と、第八十二条第一項中「計算書類を承認する取締役会に」とあるのは「業務報告書の提出期限の三週間前までに」と、同項第一号中「商号又は名称」とあるのは「商号、名称又は氏名」と、同項第三号中「前条」とあるのは「第百五十九条」と、同項第四号中「又は社員に対する剰余金の分配に関する事項」とあるのは「に関する事項」と、同項第五号中「第六十四条第一項の契約者配当準備金又は第三十条の五第一項第一号の社員配当準備金」とあるのは「第百四十六条第一項の契約者配当準備金」と、同項第六号中「第七十九条の二」とあるのは「第百五十七条の二」と、同条第二項中「取締役会」とあるのは「外国保険会社等の日本における代表者」と読み替えるものとする。

(情報の提供)

第二百二十七条の二 [同上]

2 [同上]

3 [同上]

〔一・二 同上〕

三 [同上]

は被保険者との合意に基づく方法その他当該保険契約の特性等に照らして、前二号に掲げる方法によらなくとも、当該保険契約に係る保険契約者又は被保険者の理解に資する他の方法があるときは、当該他の方法（ハに掲げる保険契約を取り扱う場合にあつては、当該保険契約に係る保険契約者に対する情報の提供に係る部分に限る。）

〔イ〜ハ 略〕

ニ 既に締結している保険契約（第九号及び第十二項第二号において「既契約」という。）の一部の変更をすることを内容とする保険契約（当該変更に係る部分に限る。）

〔四・五 略〕

六 第七十四条第一号イ及び第三号に掲げる保険契約（第八十三条第一号ロ及びニに掲げるものを除く。第十号において同じ。）

（を取り扱う場合にあつては、次に掲げる事項を記載した書面を用いた説明（当該書面に記載すべき事項を電子計算機の映像面に表示したものをを用いて行う説明を含む。）及び当該書面の交付（当該事項の電磁的方法による提供を含む。）

〔イ〜ハ 略〕

七 保険金等の額を外国通貨をもって表示する保険契約（第八十三条第三号イからテまでに掲げる保険契約のうち、事業者を保険契約者とするものを除く。）を取り扱う場合にあつては、保険金等の支払時における外国為替相場により本邦通貨に換算した保険金等の額が、当該保険契約の締結時における外国為替相

〔イ〜ハ 同上〕

ニ 既に締結している保険契約（第九号及び第九項第二号において「既契約」という。）の一部の変更をすることを内容とする保険契約（当該変更に係る部分に限る。）

〔四・五 同上〕

六 第七十四条第一号イ及び第三号に掲げる保険契約（第八十三条第一号ロ及びニに掲げるものを除く。第十号において同じ。）

（を取り扱う場合にあつては、次に掲げる事項を記載した書面を用いて行う説明及び当該書面の交付

〔イ〜ハ 同上〕

七 保険金等の額を外国通貨をもって表示する保険契約（第八十三条第三号イからテまでに掲げる保険契約のうち、事業者を保険契約者とするものを除く。）を取り扱う場合にあつては、保険金等の支払時における外国為替相場により本邦通貨に換算した保険金等の額が、当該保険契約の締結時における外国為替相

場により本邦通貨に換算した保険金等の額を下回る場合があることを記載した書面を用いた説明（当該書面に記載すべき事項を電子計算機の映像面に表示したものをを用いた説明を含む。）及び当該書面の交付（当該事項の電磁的方法による提供を含む。）。

〔八・九 略〕

十 第七十四条第一号イ及び第三号に掲げる保険契約を取り扱う場合にあつては、次に掲げる事項を記載した書面の交付（口に掲げる事項にあつては、保険契約者の求めがあつた場合に限り、当該求めに応じて直ちに行う交付）（当該事項の電磁的方法による提供を含む。）

〔イ・ロ 略〕

〔十一～十五 略〕

4 保険会社等若しくは外国保険会社等、これらの役員（保険募集人である者を除く。）、保険募集人又は保険仲立人若しくはその役員若しくは使用人は、前項第一号、第五号、第八号、第九号、第十一号及び第十三号から第十五号までの規定による書面の交付に代えて、次項に定めるところにより、当該保険契約者又は当該被保険者の承諾を得て、当該書面に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。この場合において、当該保険会社等若しくは当該外国保険会社等、これらの役員（保険募集人である者を除く。）、当該保険募集人又は当該保険仲立人若しくはその役員若しくは使用人は、当該交付をしたものとみなす。

場により本邦通貨に換算した保険金等の額を下回る場合があることを記載した書面を用いて行う説明及び当該書面の交付

〔八・九 同上〕

十 第七十四条第一号イ及び第三号に掲げる保険契約を取り扱う場合にあつては、次に掲げる事項を記載した書面の交付（口に掲げる事項にあつては、保険契約者の求めがあつた場合に限り、当該求めに応じて直ちに行う交付）

〔イ・ロ 同上〕

〔十一～十五 同上〕

4 保険会社等若しくは外国保険会社等、これらの役員（保険募集人である者を除く。）、保険募集人又は保険仲立人若しくはその役員若しくは使用人は、前項第一号、第五号から第十一号まで及び第十三号から第十五号までの規定による書面の交付に代えて、次項に定めるところにより、当該保険契約者又は当該被保険者の承諾を得て、当該書面に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。この場合において、当該保険会社等若しくは当該外国保険会社等、これらの役員（保険募集人である者を除く。）、当該保険募集人又は当該保険仲立人若しくはその役員若しくは使用人は、当該交付をしたものとみなす。

5 保険会社等若しくは外国保険会社等、これらの役員（保険募集人である者を除く。）、保険募集人又は保険仲立人若しくはその役員若しくは使用人は、前項の事項を電磁的方法により提供しようとするときは、あらかじめ、当該保険契約者又は当該被保険者に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

一 第十項において読み替えて準用する第五十二条の十三の六第一項各号に掲げる方法のうち保険会社等若しくは外国保険会社等、これらの役員（保険募集人である者を除く。）、保険募集人又は保険仲立人若しくはその役員若しくは使用人が使用するもの

二 「略」

6 「略」

7 保険会社等若しくは外国保険会社等、これらの役員（保険募集人である者を除く。）、保険募集人又は保険仲立人若しくはその役員若しくは使用人は、第三項第六号及び第七号に規定する方法による情報の提供を行う場合には、保険契約者又は被保険者から書面を用いた説明（当該書面に記載すべき事項を電子計算機の映像面に表示したものをを用いた説明を除く。以下この項において同じ。）の請求があつたときは、書面を用いた説明を行うものとする。

8 保険会社等若しくは外国保険会社等、これらの役員（保険募集人である者を除く。）、保険募集人又は保険仲立人若しくはその

5 「同上」

一 第七項において読み替えて準用する第五十四条の五第一項各号に掲げる方法のうち保険会社等若しくは外国保険会社等、これらの役員（保険募集人である者を除く。）、保険募集人又は保険仲立人若しくはその役員若しくは使用人が使用するもの

二 「同上」

6 「同上」

「項を加える。」

「項を加える。」

役員若しくは使用人は、第三項第六号、第七号及び第十号に規定する方法による情報の提供を行う場合には、保険契約者又は被保険者から書面の交付（当該書面に記載すべき事項の電磁的方法による提供を除く。以下この項において同じ。）の請求があつたときは、書面の交付を行うものとする。

9 第五十二条の十三の二十一第二項の規定は、第三項第六号、第七号及び第十号に規定する書面に記載すべき事項の提供を同項第六号、第七号及び第十号に規定する電磁的方法により行おうとする保険会社等若しくは外国保険会社等、これらの役員（保険募集人である者を除く。）、保険募集人又は保険仲立人若しくはその役員若しくは使用人について準用する。

10 第五十二条の十三の六の規定は、保険会社等若しくは外国保険会社等、これらの役員（保険募集人である者を除く。）、保険募集人又は保険仲立人若しくはその役員若しくは使用人が保険契約者及び被保険者に対し、第三項から前項までに規定する電磁的方法により書面に記載すべき事項を提供する場合について準用する。この場合において、同条第一項第一号中「方法（準用金融商品取引法第三十四条の二第四項）」とあるのは「方法（第二百二十七条の二第四項）」と、同条第二項中「取引を最後に行った日」とあるのは「保険契約に基づき、保険契約の保険期間の終了の日」と、「令第十三条の五の三」とあるのは「第二百二十七条の二第五項又は同条第九項において準用する第五十二条の十三の二十一第一項」と、同条第三項中「顧客等」とあるのは「保険契約者等若

「項を加える。」

7 第五十四条の五の規定は、第四項に規定する電磁的方法について準用する。この場合において、同条第一項第一号中「保険会社（法第百条の五第二項）」とあるのは「保険会社等若しくは外国保険会社等、これらの役員（保険募集人である者を除く。）、保険募集人又は保険仲立人若しくはその役員若しくは使用人（第二百二十七条の二第四項）」と、「保険会社との」とあるのは「保険会社等若しくは外国保険会社等、これらの役員（保険募集人である者を除く。）、保険募集人又は保険仲立人若しくはその役員若しくは使用人との」と、「相手方」とあるのは「保険契約者又は被保険者」と、「保険契約者」とあるのは「保険契約者等」と、「当該保険会社」とあるのは「当該保険会社等若しくは当該外国保険会社等、これらの役員（保険募集人である者を除く。）、

しくは保険契約者等との契約により保険契約者ファイルを自己の管理する電子計算機に備え置く者」と読み替えるものとする。

当該保険募集人又は当該保険仲立人若しくはその役員若しくは使用人」と、「保険契約者又は保険契約者」とあるのは「保険契約者等又は保険契約者等」と、「保険契約者ファイル」とあるのは「保険契約者等ファイル」と、「保険契約者の」とあるのは「保険契約者等の」と、「保険会社の使用」とあるのは「保険会社等若しくは外国保険会社等、これらの役員（保険募集人である者を除く。）」、保険募集人又は保険仲立人若しくはその役員若しくは使用人の使用」と、「方法（法第百条の五第二項）」とあるのは「方法（第二百二十七条の二第四項）」と、「同条第二項中「保険契約者が」とあるのは「保険契約者等が」と、「保険契約者ファイル」とあるのは「保険契約者等ファイル」と、「保険契約者の」とあるのは「保険契約者等の」と、「保険契約者に」とあるのは「保険契約者等に」と、「保険料として収受した金銭の運用を対象期間内において最後に行った日」とあるのは「保険契約の保険期間の終了の日」と、「令第十四条の二第一項」とあるのは「第二百二十七条の二第五項」と、同条第三項中「保険会社の使用」とあるのは「保険会社等若しくは外国保険会社等、これらの役員（保険募集人である者を除く。）」、保険募集人又は保険仲立人若しくはその役員若しくは使用人の使用」と、「保険契約者ファイル」とあるのは「保険契約者等ファイル」と、「保険契約者若しくは保険契約者」とあるのは「保険契約者等若しくは保険契約者等」と読み替えるものとする。

11
13

〔略〕

8
10

〔同上〕

(意向の把握等を要しない場合)

第二百二十七条の六 法第二百九十四条の二に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 第二百二十七条の二第十二項各号に掲げる場合

〔二・三 略〕

(情報通信の技術を利用した提供)

第二百三十四条の六 準用金融商品取引法第三十四条の二第四項(準用金融商品取引法第三十四条の三第十二項(準用金融商品取引法第三十四条の四第六項において準用する場合を含む。))及び第三十四条の四第三項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一 電子情報処理組織を使用する方法のうち次に掲げるもの

イ 保険会社等、外国保険会社等、保険募集人又は保険仲立人

(当該保険会社等、外国保険会社等、保険募集人又は保険仲立人との契約によりファイルを自己の管理する電子計算機に備え置き、これを書面に記載すべき事項(以下この条において「記載事項」という。))を提供する相手方(以下この条において「顧客」という。))又は当該保険会社等、外国保険会社等、保険募集人若しくは保険仲立人の用に供する者を含む。以下この条において同じ。)の使用に係る電子計算機と顧

(意向の把握等を要しない場合)

第二百二十七条の六 「同上」

一 第二百二十七条の二第九項各号に掲げる場合

〔二・三 同上〕

(情報通信の技術を利用した提供)

第二百三十四条の六 準用金融商品取引法第三十四条の二第四項(準用金融商品取引法第三十四条の三第十二項(準用金融商品取引法第三十四条の四第六項において準用する場合を含む。))、第三十四条の四第三項、第三十七条の三第二項及び第三十七条の四第二項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一 「同上」

イ 保険会社等、外国保険会社等、保険募集人又は保険仲立人

(準用金融商品取引法第三十四条の二第四項に規定する事項の提供を行う保険会社等、外国保険会社等、保険募集人又は保険仲立人との契約によりファイルを自己の管理する電子計算機に備え置き、これを当該事項を提供する相手方(以下この条において「顧客」という。))又は当該保険会社等、外国保険会社等、保険募集人若しくは保険仲立人の用に供する者を含む。以下この条において同じ。)の使用に係る電子計算

客等（顧客又は顧客との契約により顧客ファイル（専ら顧客の用に供せられるファイルをいう。以下この条において同じ。）を自己の管理する電子計算機に備え置く者をいう。以下この条において同じ。）の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて記載事項を送信し、顧客等の使用に係る電子計算機に備えられた顧客ファイルに記録する方法（準用金融商品取引法第三十四条の二第四項に規定する方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあつては、同項に規定する事項の提供を行う保険会社等、外国保険会社等、保険募集人又は保険仲立人の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法）

〔ロ〕ニ 略〕

二 〔略〕

〔2・3 略〕

（広告類似行為）

第二百三十四条の十五 準用金融商品取引法第三十七条各項に規定する内閣府令で定める行為は、郵便、信書便、ファクシミリ装置を用いて送信する方法、電子メールを送信する方法、ビラ又はパンフレットを配布する方法その他の方法（次に掲げるものを除く。）により多数の者に対して同様の内容で行う情報の提供とする。

機と顧客等（顧客又は顧客との契約により顧客ファイル（専ら顧客の用に供せられるファイルをいう。以下この条において同じ。）を自己の管理する電子計算機に備え置く者をいう。以下この条において同じ。）の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて書面に記載すべき事項（以下この条において「記載事項」という。）を送信し、顧客等の使用に係る電子計算機に備えられた顧客ファイルに記録する方法（同項に規定する方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあつては、同項に規定する事項の提供を行う保険会社等、外国保険会社等、保険募集人又は保険仲立人の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法）

〔ロ〕ニ 同上〕

二 〔同上〕

〔2・3 同上〕

（広告類似行為）

第二百三十四条の十五 〔同上〕

「一・二 略」

三 次に掲げる事項の全てのみが表示されている景品その他の物品（ロからニまでに掲げる事項について明瞭かつ正確に表示されているものに限る。）を提供する方法（当該事項のうち景品その他の物品に表示されていない事項がある場合にあつては、当該景品その他の物品と当該事項が表示されている他の物品とを一体のものとして提供する方法を含む。）

「イ〜ハ 略」

ニ 第二百三十四条の二十一第一項に規定する方法により提供される情報を十分に確認すべき旨

「削る。」

「削る。」

（契約締結前の情報の提供）

第二百三十四条の二十一 準用金融商品取引法第三十七条の三第一項の規定による同項各号（第二号及び第六号を除く。）に掲げる事項に係る情報の提供は、次に掲げる方法のいずれか（顧客から第一号に掲げる方法による当該情報の提供の請求があつた場合にあっては、当該方法）により行うものとする。

一 次のいずれかの書面の交付

「一・二 同上」

三 次に掲げるすべての事項のみが表示されている景品その他の物品（ロからニまでに掲げる事項について明瞭かつ正確に表示されているものに限る。）を提供する方法（当該事項のうち景品その他の物品に表示されていない事項がある場合にあつては、当該景品その他の物品と当該事項が表示されている他の物品とを一体のものとして提供する方法を含む。）

「イ〜ハ 同上」

ニ 次に掲げるいずれかの書面の内容を十分に読むべき旨

(1) 準用金融商品取引法第三十七条の三第一項に規定する書面（以下この条から第二百三十四条の二十七までにおいて「契約締結前交付書面」という。）

(2) 第二百三十四条の二十二第一項第二号に規定する契約変更書面

（契約締結前交付書面の記載方法）

第二百三十四条の二十一 契約締結前交付書面には、準用金融商品取引法第三十七条の三第一項各号（第二号及び第六号を除く。）に掲げる事項を日本産業規格Z八三〇五に規定する八ポイント以上の大きさの文字及び数字を用いて明瞭かつ正確に記載しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、契約締結前交付書面には、準用金融

イ 準用金融商品取引法第三十七条の三第一項各号（第二号及び第六号を除く。）に掲げる事項を記載した書面（以下この条及び第二百三十四条の二十四において「契約締結前交付書面」という。）

ロ 既に成立している特定保険契約の一部の変更をすることを内容とする特定保険契約を締結しようとする場合又は特定保険契約の締結の代理若しくは媒介を行う場合において、当該変更に伴い既に成立している特定保険契約に係る準用金融商品取引法第三十七条の三第一項各号（第二号及び第六号を除く。）に掲げる事項に変更すべきものがあるときにおける当該変更すべき事項を記載した書面

二 前号の書面に記載すべき事項の電磁的方法（第二百三十四条の六第一項に規定する方法をいう。次条において同じ。）による提供

2 第五十二条の十三の二十一第二項の規定は、前項に規定する情報の提供を同項第二号に規定する方法により行おうとする保険会社等、外国保険会社等、保険募集人又は保険仲立人について準用する。

3 契約締結前交付書面には、準用金融商品取引法第三十七条の三第一項各号（第二号及び第六号を除く。）に掲げる事項を日本産業規格Z八三〇五に規定する八ポイント以上の大きさの文字及び数字を用いて明瞭かつ正確に記載するものとする。

4 前項の規定にかかわらず、契約締結前交付書面には、次に掲げ

商品取引法第三十七条の三第一項第四号に掲げる事項の概要並びに同項第五号及び第二百三十四条の二十四第一項第九号に掲げる事項を枠の中に日本産業規格Z八三〇五に規定する十二ポイント以上の大きさの文字及び数字を用いて明瞭かつ正確に記載し、かつ、次項に規定する事項の次に記載するものとする。

3 保険会社等、外国保険会社等、保険募集人又は保険仲立人は、契約締結前交付書面には、第二百三十四条の二十四第一項第一号に掲げる事項及び準用金融商品取引法第三十七条の三第一項各号（第二号及び第六号を除く。）に掲げる事項のうち顧客の判断に影響を及ぼすこととなる特に重要なものを当該契約締結前交付書面の最初に平易に記載するものとし、そのうち特に重要な商品の仕組み及び同項第五号に掲げる事項を日本産業規格Z八三〇五に規定する十二ポイント以上の大きさの文字及び数字を用いて記載するものとする。

る事項を日本産業規格Z八三〇五に規定する十二ポイント以上の大きさの文字及び数字を用いて当該契約締結前交付書面の最初に平易に記載するものとする。

一 第二百三十四条の二十四第一項第一号に掲げる事項

二 準用金融商品取引法第三十七条の三第一項各号(第二号及び第六号を除く。)に掲げる事項のうち顧客の判断に影響を及ぼすこととなる特に重要なもの

5 第三項の規定にかかわらず、契約締結前交付書面には、準用金融商品取引法第三十七条の三第一項第四号に掲げる事項の概要並びに同項第五号及び第二百三十四条の二十四第一項第九号に掲げる事項を枠の中に日本産業規格Z八三〇五に規定する十二ポイント以上の大きさの文字及び数字を用いて明瞭かつ正確に記載し、かつ、前項に規定する事項の次に記載するものとする。

(情報の提供)

第二百三十四条の二十一の二 保険会社等若しくは外国保険会社等、これらの役員(保険募集人である者を除く。)、保険募集人又は保険仲立人若しくはその役員若しくは使用人は、準用金融商品取引法第三十七条の三第一項の規定により保険契約者等の参考となるべき事項に係る情報の提供を行う場合には、保険契約者及び被保険者に対し、次に掲げる方法により行うものとする。

一 特定保険契約の締結及び保険募集(特定保険契約に係るものに限る。)に関し、特定保険契約の締結又は特定保険契約に加

(情報の提供)

第二百三十四条の二十一の二 保険会社等若しくは外国保険会社等、これらの役員(保険募集人である者を除く。)、保険募集人又は保険仲立人若しくはその役員若しくは使用人は、法第三百条の二の規定により保険契約者等の参考となるべき情報の提供を行う場合には、保険契約者及び被保険者に対し、次に掲げる方法により行うものとする。

一 特定保険契約の締結及び保険募集(特定保険契約に係るものに限る。)に関し、特定保険契約の締結又は特定保険契約に加

入することの判断に参考となるべき事項（準用金融商品取引法第三十七条の三第一項各号（第二号及び第六号を除く。）に掲げる事項を除く。）に関する説明

〔二〇十 略〕

- 2 保険会社等若しくは外国保険会社等、これらの役員（保険募集人である者を除く。）、保険募集人又は保険仲立人若しくはその役員若しくは使用人は、前項第三号から第九号までの規定による書面の交付に代えて、顧客から当該書面の交付の請求があつた場合を除き、当該書面に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。この場合において、当該保険会社等若しくは当該外国保険会社等、これらの役員（保険募集人である者を除く。）、当該保険募集人又は当該保険仲立人若しくはその役員若しくは使用人は、当該交付をしたものとみなす。

- 3 第五十二条の二十一第二項の規定は、前項の規定により電磁的方法による提供を行おうとする保険会社等若しくは外国保険会社等、これらの役員（保険募集人である者を除く。）、保険募集人又は保険仲立人若しくはその役員若しくは使用人について準用する。

入することの判断に参考となるべき事項に関する説明（契約締結前交付書面の交付により提供される情報を除く。）

〔二〇十 同上〕

- 2 保険会社等若しくは外国保険会社等、これらの役員（保険募集人である者を除く。）、保険募集人又は保険仲立人若しくはその役員若しくは使用人は、前項第三号から第九号までの規定による書面の交付に代えて、次項に定めるところにより、当該保険契約者又は当該被保険者の承諾を得て、当該書面に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。この場合において、当該保険会社等若しくは当該外国保険会社等、これらの役員（保険募集人である者を除く。）、当該保険募集人又は当該保険仲立人若しくはその役員若しくは使用人は、当該交付をしたものとみなす。

- 3 保険会社等若しくは外国保険会社等、これらの役員（保険募集人である者を除く。）、保険募集人又は保険仲立人若しくはその役員若しくは使用人は、前項の事項を電磁的方法により提供しようとするときは、あらかじめ、当該保険契約者又は当該被保険者に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

一 第五項において読み替えて準用する第五十四条の五第一項各号に規定する方法のうち保険会社等若しくは外国保険会社等、これらの役員（保険募集人である者を除く。）、保険募集人又

「項を削る。」

4 第五十二条の十三の六の規定は、保険会社等若しくは外国保険

会社等、これらの役員（保険募集人である者を除く。）、保険募集人又は保険仲立人若しくはその役員若しくは使用人が保険契約者及び被保険者に対し、第二項に規定する電磁的方法により書面に記載すべき事項を提供する場合について準用する。この場合において、同条第一項第一号中「方法（準用金融商品取引法第三十条の二第四項）」とあるのは「方法（第二百三十四条の二十一の二第二項）」と、同条第二項中「取引を最後に行った日」とあるのは「保険契約に基づき、保険料として収受した金銭の運用を対象期間内において最後に行った日」と、「令第十三条の五の三」とあるのは「第二百三十四条の二十一の二第三項において準用する第五十二条の十三の二十一第二項」と読み替えるものとする。

は保険仲立人若しくはその役員若しくは使用人が使用するもの
二 ファイルへの記録の方式

4 前項の規定による承諾を得た保険会社等若しくは外国保険会社等、これらの役員（保険募集人である者を除く。）、保険募集人又は保険仲立人若しくはその役員若しくは使用人は、当該保険契約者又は当該被保険者から書面又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、当該保険契約者又は当該被保険者に対し、書面に記載すべき事項の提供を電磁的方法によつてしてはならない。ただし、当該保険契約者又は当該被保険者が再び同項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

5 第五十四条の五の規定は、第二項に規定する電磁的方法について準用する。この場合において、同条第一項第一号中「保険会社（法第百条の五第二項）」とあるのは「保険会社等若しくは外国保険会社等、これらの役員（保険募集人である者を除く。）、保険募集人又は保険仲立人若しくはその役員若しくは使用人（第二百三十四条の二十一の二第二項）」と、「保険会社との」とあるのは「保険会社等若しくは外国保険会社等、これらの役員（保険募集人である者を除く。）、保険募集人又は保険仲立人若しくはその役員若しくは使用人との」と、「相手方」とあるのは「当該保険契約者又は被保険者」と、「保険契約者」とあるのは「保険契約者等」と、「当該保険会社」とあるのは「当該保険会社等若しくは当該外国保険会社等、これらの役員（保険募集人である者

を除く。）、当該保険募集人又は当該保険仲立人若しくはその役員若しくは使用人」と、「保険契約者又は保険契約者」とあるのは「保険契約者等又は保険契約者等」と、「保険契約者ファイル」とあるのは「保険契約者等ファイル」と、「保険契約者の」とあるのは「保険契約者等の」と、「保険会社の使用」とあるのは「保険会社等若しくは外国保険会社等、これらの役員（保険募集人である者を除く。）、保険募集人又は保険仲立人若しくはその役員若しくは使用人の使用」と、「方法（法第百条の五第二項）」とあるのは「方法（第二百三十四条の二十一の第二項）」と、同条第二項中「保険契約者が」とあるのは「保険契約者等が」と、「保険契約者ファイル」とあるのは「保険契約者等ファイル」と、「保険契約者の」とあるのは「保険契約者等の」と、「保険契約者に」とあるのは「保険契約者等に」と、「保険料として収受した金銭の運用を対象期間内において最後に行った日」とあるのは「保険契約の保険期間の終了の日」と、「令第十四条の二第一項」とあるのは「第二百三十四条の二十一の二第三項」と、同条第三項中「保険会社の使用」とあるのは「保険会社等若しくは外国保険会社等、これらの役員（保険募集人である者を除く。）、保険募集人又は保険仲立人若しくはその役員若しくは使用人の使用」と、「保険契約者ファイル」とあるのは「保険契約者等ファイル」と、「保険契約者若しくは保険契約者」とあるのは「保険契約者等若しくは保険契約者等」と読み替えるものとする。

(契約締結前の情報の提供を要しない場合)

第二百三十四条の二十二 準用金融商品取引法第三十七条の三第一項ただし書に規定する内閣府令で定める場合は、既に成立している特定保険契約等の一部の変更をすることを内容とする特定保険契約等を締結しようとする場合又は特定保険契約の締結の代理若しくは媒介を行う場合において、当該変更に伴い既に成立している特定保険契約等に係る同項各号(第二号及び第六号を除く。)に掲げる事項に変更すべきものがないときとする。

「号を削る。」

「号を削る。」

「項を削る。」

(顧客が支払うべき対価に関する事項)

第二百三十四条の二十三 準用金融商品取引法第三十七条の三第一項第四号に規定する内閣府令で定めるものは、手数料、報酬、費

(契約締結前交付書面の交付を要しない場合)

第二百三十四条の二十二 準用金融商品取引法第三十七条の三第一項ただし書に規定する内閣府令で定める場合は、既に成立している特定保険契約等の一部の変更をすることを内容とする特定保険契約等を締結しようとする場合又は特定保険契約の締結の代理若しくは媒介を行う場合においては、次に掲げるときとする。

一 当該変更に伴い既に成立している特定保険契約等に係る契約締結前交付書面の記載事項に変更すべきものがないとき。

二 当該変更に伴い既に成立している特定保険契約等に係る契約締結前交付書面の記載事項に変更すべきものがある場合にあっては、当該顧客に対し当該変更すべき記載事項を記載した書面(次項及び第二百三十四条の二十七第一項第三号において「契約変更書面」という。)を交付しているとき。

2 準用金融商品取引法第三十四条の二第四項及び令第四十四条の三の規定並びに第二百三十四条の六及び第二百三十四条の七の規定は、前項第二号の規定による契約変更書面の交付について準用する。

(顧客が支払うべき対価に関する事項)

第二百三十四条の二十三 準用金融商品取引法第三十七条の三第一項第四号に規定する内閣府令で定めるものは、手数料、報酬、費

用その他いかなる名称によるかを問わず、特定保険契約に関して顧客が支払うべき手数料等の種類ごとの金額若しくはその上限額又はこれらの計算方法（当該特定保険契約に係る保険金等の額に対する割合又は当該特定保険契約の締結を行うことにより生じた利益に対する割合を含む。以下この条において同じ。）及び当該金額の合計額若しくはその上限額又はこれらの計算方法とする。ただし、これらの事項に係る情報の提供をすることができない場合にあっては、その旨及びその理由とする。

2 「略」

（契約締結前交付書面の記載事項）

第二百三十四条の二十四 準用金融商品取引法第三十七条の三第一項第七号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 当該契約締結前交付書面に記載すべき事項として提供される情報を十分に確認すべき旨

〔二〇十四 略〕

十五 第九号の二の特定保険契約が、当該特定保険契約の締結後に当該特定保険契約に基づき特定の銘柄の対象有価証券を投資の対象とする方針であるときにおける準用金融商品取引法第三十七条の三第一項第七号に規定する内閣府令で定める事項は、前各号に掲げる事項のほか、第五十四条の五第二項各号に掲げる事項とする。

用その他いかなる名称によるかを問わず、特定保険契約に関して顧客が支払うべき手数料等の種類ごとの金額若しくはその上限額又はこれらの計算方法（当該特定保険契約に係る保険金等の額に対する割合又は当該特定保険契約の締結を行うことにより生じた利益に対する割合を含む。以下この条において同じ。）及び当該金額の合計額若しくはその上限額又はこれらの計算方法とする。ただし、これらの記載をすることができない場合にあっては、その旨及びその理由とする。

2 「同上」

（契約締結前交付書面の記載事項）

第二百三十四条の二十四 「同上」

- 一 当該契約締結前交付書面の内容を十分に読むべき旨

〔二〇十四 同上〕

十五 第九号の二の特定保険契約が、当該特定保険契約の締結後に当該特定保険契約に基づき特定の銘柄の対象有価証券を投資の対象とする方針であるときにおける準用金融商品取引法第三十七条の三第一項第七号に規定する内閣府令で定める事項は、前各号に掲げる事項のほか、第五十四条の四第二項各号に掲げる事項とする。

2 一の特定保険契約の締結について保険会社等、外国保険会社等、保険募集人及び保険仲立人が準用金融商品取引法第三十七条の三第一項の規定により顧客に対し第二百三十四条の二十一第一項に規定する方法による同項に規定する情報の提供を行わなければならない場合において、いずれか一の者が同項に規定する方法による前項各号に掲げる事項の提供を行ったときは、他の者は、準用金融商品取引法第三十七条の三第一項の規定にかかわらず、前項各号に掲げる事項を提供することを要しない。

(準用金融商品取引法第三十七条の三第二項の規定による説明を要しない事項等)

第二百三十四条の二十四の二 準用金融商品取引法第三十七条の三第二項に規定する内閣府令で定める事項は、前条第一項第九号に掲げる事項とする。

2 準用金融商品取引法第三十七条の三第二項ただし書に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

- 一 顧客の知識、経験、財産の状況及び当該特定保険契約を締結する目的に照らして、準用金融商品取引法第三十七条の三第一項に規定する情報の提供のみで当該顧客が同条第二項に規定する事項の内容を理解したことを適切な方法により確認した場合
- 二 準用金融商品取引法第三十七条の三第二項に規定する事項について説明を要しない旨の当該顧客の意思の表明があった場合

2 一の特定保険契約の締結について保険会社等、外国保険会社等、保険募集人及び保険仲立人が準用金融商品取引法第三十七条の三第一項の規定により顧客に対し契約締結前交付書面を交付しなければならぬ場合において、いずれか一の者が前項各号に掲げる事項を記載した契約締結前交付書面を交付したときは、他の者は、準用金融商品取引法第三十七条の三第一項の規定にかかわらず、契約締結前交付書面に前項各号に掲げる事項を記載することを要しない。

〔条を加える。〕

(契約締結時の情報の提供)

第二百三十四条の二十四の三 特定保険契約等が成立したときにおける準用金融商品取引法第三十七条の四に規定する情報の提供は、次に掲げる方法のいずれか（顧客から第一号に掲げる方法による当該情報の提供の請求があつた場合にあつては、当該方法）により行うものとする。

一 次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ又はロに定める書面の交付

イ 特定保険契約が成立したとき 準用金融商品取引法第三十条の四に規定する事項を記載した書面

ロ 既に成立している特定保険契約の一部の変更をすることを内容とする特定保険契約が成立した場合において、当該変更に伴い既に成立している特定保険契約に係る準用金融商品取引法第三十七条の四に規定する事項に変更すべきものがあるとき 当該変更すべき事項を記載した書面

二 前号の書面に記載すべき事項の電磁的方法（第二百三十四条の六第一項に規定する方法をいう。）による提供

2 第五十二条の十三の二十一第二項の規定は、前項に規定する情報の提供を同項第二号に規定する方法により行おうとする保険会社等、外国保険会社等、保険募集人又は保険仲立人について準用する。

(契約締結時交付書面の記載事項)

「条を加える。」

(契約締結時交付書面の記載事項)

第二百三十四条の二十五 特定保険契約等が成立したときにおける準用金融商品取引法第三十七条の四に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項（特定保険契約の成立後遅滞なく顧客に保険証券等（保険証券及び法第二百九十八条の規定により読み替えて適用する商法第五百四十六条第一項（結約書作成及び交付義務）（法第二百九十三条において準用する場合を含む。）に規定する書面を総称する。以下この条において同じ。）を交付する場合にあっては、当該保険証券等に記載された事項を除く。）とする。

「一〇六 略」

六の二 当該特定保険契約が法第百条の五第一項（法第百九十九条において準用する場合を含む。）に規定する運用実績連動型保険契約である場合にあっては、第五十四条の四第一項に規定する方法による運用報告書に記載すべき事項に係る情報の提供を行う頻度を

七 「略」

2 一の特定保険契約の締結について保険会社等又は外国保険会社等及び保険募集人又は保険仲立人が準用金融商品取引法第三十七条の四の規定により顧客に対し前条第一項に規定する方法による同項に規定する情報の提供を行わなければならない場合において、いずれか一の者が同項に規定する方法による前項第一号から第六号までに掲げる事項の提供を行ったときは、他の者は、準用金

第二百三十四条の二十五 特定保険契約等が成立したときに作成する準用金融商品取引法第三十七条の四第一項に規定する書面（次項及び次条において「契約締結時交付書面」という。）には、次に掲げる事項（特定保険契約の成立後遅滞なく顧客に保険証券等（保険証券及び法第二百九十八条の規定により読み替えて適用する商法第五百四十六条第一項（結約書作成及び交付義務）（法第二百九十三条において準用する場合を含む。）に規定する書面を総称する。以下この条において同じ。）を交付する場合にあっては、当該保険証券等に記載された事項を除く。）を記載しなければならない。

「一〇六 同上」

六の二 当該特定保険契約が法第百条の五第一項（法第百九十九条において準用する場合を含む。）に規定する運用実績連動型保険契約である場合にあっては、運用報告書を交付する頻度を

七 「同上」

2 一の特定保険契約の締結について保険会社等又は外国保険会社等及び保険募集人又は保険仲立人が準用金融商品取引法第三十七条の四第一項の規定により顧客に対し契約締結時交付書面を交付しなければならない場合において、いずれか一の者が前項第一号から第六号までに掲げる事項を記載した契約締結時交付書面を交付したときは、他の者は、同項の規定にかかわらず、契約締結時

融商品取引法第三十七条の四の規定にかかわらず、同項各号に掲げる事項を提供することを要しない。

(契約締結時の情報の提供を要しない場合)

第二百三十四条の二十六 特定保険契約が成立したときにおける準用金融商品取引法第三十七条の四ただし書に規定する内閣府令で定める場合は、既に成立している特定保険契約等の一部の変更をすることを内容とする特定保険契約等が成立した場合において、当該変更に伴い既に成立している特定保険契約等に係る準用金融商品取引法第三十七条の四に規定する事項に変更すべきものがないときとする。

〔号を削る。〕

〔号を削る。〕

〔項を削る。〕

(特定保険契約の締結又は保険募集に関する禁止行為)

第二百三十四条の二十七 準用金融商品取引法第三十八条第九号に

交付書面に同号に掲げる事項を記載することを要しない。

(契約締結時交付書面の交付を要しない場合)

第二百三十四条の二十六 契約締結時交付書面に係る準用金融商品取引法第三十七条の四第一項ただし書に規定する内閣府令で定める場合は、既に成立している特定保険契約等の一部の変更をすることを内容とする特定保険契約等が成立した場合においては、次に掲げるときとする。

一 当該変更に伴い既に成立している特定保険契約等に係る契約締結時交付書面の記載事項に変更すべきものがないとき。

二 当該変更に伴い既に成立している特定保険契約等に係る契約締結時交付書面の記載事項に変更すべきものがある場合にあっては、当該顧客に対し当該変更すべき記載事項を記載した書面を交付しているとき。

2 準用金融商品取引法第三十四条の二第四項及び令第四十四条の三の規定並びに第二百三十四条の六及び第二百三十四条の七の規定は、前項第二号の規定による書面の交付について準用する。

(特定保険契約の締結又は保険募集に関する禁止行為)

第二百三十四条の二十七 〔同上〕

規定する内閣府令で定める行為は、次に掲げる行為とする。

「一・二 略」

「号を削る。」

三 略

〔2・3 略〕

4 生命保険募集人若しくは保険仲立人である銀行等又はその役員若しくは使用人は、第一項第二号の規定による書面の交付に代えて、顧客から当該書面の交付の請求があつた場合を除き、当該書面に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。

「一・二 同上」

三 契約締結前交付書面又は契約変更書面の交付に関し、あらかじめ、顧客（特定投資家（準用金融商品取引法第三十四条の二第五項の規定により特定投資家以外の顧客とみなされる者を除き、準用金融商品取引法第三十四条の三第四項（準用金融商品取引法第三十四条の四第六項において準用する場合を含む。）の規定により特定投資家とみなされる者を含む。）を除く。以下この号において同じ。）に対して、準用金融商品取引法第三十七条の三第一項第三号から第五号まで及び第七号に掲げる事項（契約変更書面を交付する場合にあつては、当該契約変更書面に記載されている事項であつて同項第三号から第五号まで及び第七号に掲げる事項に係るもの）について顧客の知識、経験、財産の状況及び特定保険契約等を締結する目的に照らして当該顧客に理解されるために必要な方法及び程度による説明をすることなく、特定保険契約の締結又はその代理若しくは媒介をする行為

四 同上

〔2・3 同上〕

4 生命保険募集人若しくは保険仲立人である銀行等又はその役員若しくは使用人は、第一項第二号の規定による書面の交付に代えて、次項に定めるところにより、当該保険契約者の承諾を得て、当該書面に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。

この場合において、当該生命保険募集人若しくは保険仲立人である銀行等又はその役員若しくは使用人は、当該交付をしたものとみなす。

5 第五十二条の十三の二十一第二項の規定は、前項に規定する書面に記載すべき事項の提供を同項に規定する電磁的方法により行おうとする生命保険募集人若しくは保険仲立人である銀行等又はその役員若しくは使用人について準用する。

「項を削る。」

6 第五十二条の十三の六の規定は、生命保険募集人若しくは保険仲立人である銀行等又はその役員若しくは使用人が保険契約者に対し、第四項に規定する電磁的方法により書面に記載すべき事項を提供する場合について準用する。この場合において、同条第一

きる。この場合において、当該生命保険募集人若しくは保険仲立人である銀行等又はその役員若しくは使用人は、当該交付をしたものとみなす。

5 生命保険募集人若しくは保険仲立人である銀行等又はその役員若しくは使用人は、前項の事項を電磁的方法により提供しようとするときは、あらかじめ、当該保険契約者に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

一 第七項において読み替えて準用する第五十四条の五第一項各号に掲げる方法のうち生命保険募集人若しくは保険仲立人である銀行等又はその役員若しくは使用人が使用するもの

二 ファイルへの記録の方式

6 前項の規定による承諾を得た生命保険募集人若しくは保険仲立人である銀行等又はその役員若しくは使用人は、当該保険契約者から書面又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、当該保険契約者に対し、書面に記載すべき事項の提供を電磁的方法によってしてはならない。ただし、当該保険契約者が再び同項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

7 第五十四条の五の規定は、第四項に規定する電磁的方法について準用する。この場合において、同条第一項第一号中「保険会社（法第百条の五第二項）」とあるのは「生命保険募集人若しくは保険仲立人である銀行等又はその役員若しくは使用人（第二百三十

項第一号中「方法（準用金融商品取引法第三十四条の二第四項）」とあるのは「方法（第二百三十四条の二十七第四項）」と、同条第二項中「取引を最後に行った日」とあるのは「保険契約に基づき、保険契約の保険期間の終了の日」と、「令第十三条の五の三」とあるのは「第二百三十四条の二十七第五項において準用する第五十二条の十三の二十一第二項」と読み替えるものとする。

7 前項の規定は、第二項（同項において準用する第一項第二号に係る部分に限る。）の規定の適用について準用する。

四条の二十七第四項」と、「保険会社との」とあるのは「生命保険募集人若しくは保険仲立人である銀行等又はその役員若しくは使用人との」と、「当該保険会社」とあるのは「当該生命保険募集人若しくは当該保険仲立人である銀行等又はその役員若しくは使用人」と、「保険会社の使用」とあるのは「生命保険募集人若しくは保険仲立人である銀行等又はその役員若しくは使用人の使用」と、「方法（法第百条の五第二項）」とあるのは「方法（第二百三十四条の二十七第四項）」と、同条第二項中「保険料として収受した金銭の運用を対象期間内において最後に行った日」とあるのは「保険契約の保険期間の終了の日」と、「令第十四条の二第一項」とあるのは「第二百三十四条の二十七第五項」と、同条第三項中「保険会社の使用」とあるのは「生命保険募集人若しくは保険仲立人である銀行等又はその役員若しくは使用人の使用」と読み替えるものとする。

8 第四項から前項までの規定は、第二項（同項において準用する第一項第二号に係る部分に限る。）の規定の適用について準用する。

備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。